令和８年第３回（９月）大郷町議会定例会会議録第２号
令和８年９月４日（金）

応招議員（１２名）

１番	鈴木安則君	２番	赤間繁幸君
３番	鎌田暁史君	４番	鈴木利博君
５番	赤間則幸君	６番	佐々木和夫君
７番	鈴木恵子君	８番	金須新一君
９番	田中三惠子君	１０番	熱海文義君
１１番	高橋重信君	１２番	石垣正博君

出席議員（１２名）

応招議員と同じ

欠席議員（　０名）

な　　し

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	石川良彦君	副町長	武田力也君
教育長	関　一男君	総務課長	菅野直人君
財政課長	伊藤義継君	まちづくり政策課長	千葉　昭君
復興推進課長	櫛濱　学君	税務課長	片倉　剛君
町民課長	髙橋裕美子君	保健福祉課長	小野純一君
農林振興課長	本間文二君	商工観光課長	高橋　優君
地域整備課長	武藤亨介君	上下水道課長	赤間良悦君
会計管理者	角田倫明君	学校教育課長	遠藤歩未君
社会教育課長	齋藤正智君	選挙管理委員会委員長	及川守江君

事務局出席職員氏名

事務局長　千葉恭啓　　次長　齋藤由美子　　主事　高橋映瑠

議事日程第２号

令和８年９月４日（金曜日）　午前１０時開議

日程第１　　会議録署名議員の指名

日程第２　　一般質問〔５人　12件〕

◎一般質問通告順

５．　　３番　鎌田暁史　　議員

６．　　７番　鈴木恵子　　議員

７．　　10番　熱海文義　　議員

８．　　４番　鈴木利博　　議員

９．　　11番　高橋重信　　議員

本日の会議に付した案件

日程第１　　会議録署名議員の指名

日程第２　　一般質問〔５人　12件〕

◎一般質問通告順

５．　　３番　鎌田暁史　　議員

６．　　７番　鈴木恵子　　議員

７．　　10番　熱海文義　　議員

８．　　４番　鈴木利博　　議員

９．　　11番　高橋重信　　議員

午　前　　１０時００分　　開　議

議長（石垣正博君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第１　会議録署名議員の指名

議長（石垣正博君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、10番熱海文義議員、11番高橋重信議員を指名いたします。

日程第２　一般質問

議長（石垣正博君）　日程第２、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

３番鎌田暁史議員。

３番（鎌田暁史君）　皆様、おはようございます。

通告順位５番、鎌田暁史でございます。通告に従い一般質問を行いま

す。

大綱の１、上下水道料金について。

（１）令和７年３月に策定された水道事業経営戦略によりますと、令和９年度に10％の料金改定を見込むとの記載がございます。下水道事業も含めた料金改定について、どのような見通しなのか伺います。

（２）本町の水道料金は、家庭用の口径13ミリメートルで、１か月分の基本料金は税込みで2,530円であります。この金額は、県内の35市町村の中で８位と比較的高い水準となっております。高水準となっている要因について、どのように認識をしているか伺います。

（３）物価高騰が続く中で、水道料金の引上げは家計への影響が小さくはないと考えます。内部留保の活用、一般財源からの繰入れなどで引上げ分のカバーが可能か、見解をお伺いいたします。

大綱の２、ウオーターＰＰＰについて。

（１）令和８年度の水道事業会計予算ではウオーターＰＰＰ導入検討業務委託料、下水道事業会計予算では下水道ウオーターＰＰＰ導入検討業務がそれぞれ計上されておりました。各検討業務の進捗とウオーターＰＰＰの導入についてどのような見通しなのか伺います。

（２）本町で管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の事業を開始した場合、10年後に公共施設等運営事業（コンセッション、レベル４）に移行することになると思われます。町の見解について伺います。

（３）県では、令和４年度から、みやぎ型管理運営方式により、みずむすびマネジメントみやぎ（以下ＭＭＭ）に水道用水供給業務、工業用水道事業、流域下水道業務を委ねております（コンセッション、レベル４）。４年間の決算資料によりますと、コンセッションに移行後、県会計は72億円の減益、ＭＭＭは33億円の増益となっております。県民の利益がＭＭＭに移行しており、県民のためになっているとは言えません。ウオーターＰＰＰの推進については、慎重に検討すべきと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

大綱の３、町議会の解散請求署名について。

（１）第５回町議会解散請求に関する調査特別委員会で報告のあった文書で、令和７年６月21日以降の委員会会議中に、１委員に対して秘密保持に関して威圧的な言葉で対応した事実はないと回答しております。私は、該当の委員から当時の状況についてお話を伺っておりますが、主張の相違が見られます。回答の作成に当たり、会議録の確認や委員会参加者への聞き取りは行ったのかお伺いいたします。

（２）再発防止のためには、署名簿様式の見直し、署名に関するルール説明の強化､直接請求に係る請求者署名簿の縦覧に関する要綱の作成、選挙管理委員会の独立性や中立性の確保といった観点からの検証も必要であると考えます｡選管の見解について､委員長にお伺いをいたします。

（３）第５回町議会解散請求に関する調査特別委員会で報告のあった文書で、事務処理に不備があったことをお認めになっております。同文書では、住民投票の費用として289万7,813円の予算支出があったことが明らかとなっております。事務処理の不備によって予算を浪費した責任についてはどのように考えているのかお伺いをいたします。

以上でございます。

議長（石垣正博君）　答弁願います。町長。

町長（石川良彦君）　皆さん、おはようございます。

鎌田議員の大綱１つ目、上下水道料金についての御質問に答弁をさせていただきます。

（１）の料金改定の見通しにつきましては、水道料金は、現在、水道事業料金改定支援業務を発注し、町の情勢や水道事業の経営状況に応じた具体的な料金改定の試算・検証を進めております。その上で、町議会、水道運営審議会及び住民の皆様への丁寧な報告・周知・議論を行い、改定時期や金額等を慎重に検討・判断していく方針としております。

下水道料金は、経営戦略に基づき、中長期的な収支バランスを見極めていくこととしております。現時点で直ちに改定を実施するスケジュールは定めておりませんが、大和浄化センターで処理を行う４市町村で料金を定めているため、改定の際は市町村間の協議が必要となる見込みでございます。

（２）の水道料金が高水準となっている要因につきましては、人口密度と給水効率の問題があります。本町は、町域に対して人口密度が比較的低く、広範囲に配水管を布設、維持管理する必要があります。給水人口当たりの管路延長が長くなっております。そのため、１戸当たりの維持管理費や布設替え工事等の費用負担が高くなり、基本料金を高めに設定をせざるを得ない構造となってございます。

（３）の内部留保の活用、一般財源からの繰入れにつきましては、内部留保は災害時等の緊急対応費の役割も持っております。今後の老朽管の更新や施設の改修等の資金としても必要となるため、長期的な視点で見ると、料金引下げや値上げ回避を維持し続けるということは困難な見込みとなっております。また、公営企業会計の原則独立採算制や町一般

財源の厳しさから、恒常的に一般財源から繰り入れて料金を引き下げるということには限界があるとも考えてございます。

次に、大綱２つ目のウオーターＰＰＰについての御質問に答弁をさせていただきます。

（１）の検討業務の進捗と導入についての見通しにつきましては、現在、上下水道事業「水の官民連携」導入可能性調査業務を発注し、導入に向けた段階的な検討・検証を開始したところでございます。また、下水道事業におきましての国の補助事業では、導入が要件化される方向性も示されております。こうした国の最新動向や条件を注視しつつ、民間ノウハウの活用範囲やその効果について精査を進めてまいりたいと思います。

（２）のコンセッション方式移行への見解につきましては、民間委託となるコンセッション方式、レベル４に対し、当町で検証を進める管理一体マネジメント方式、レベル3.5は、経営の方針や決定権限、主導権を自治体が保持した状態で維持管理等の委託範囲を模索するものでございます。レベル3.5の事業開始が直ちに10年後のレベル４移行に直結するということを前提とするものではありませんで、主導権や権限を町で確保した上で、どの程度まで移行活用できるかということを段階的に検討・検証するものとなっております。

（３）のウオーターＰＰＰ推進への見解につきましては、民間のノウハウや技術の活用は、業務・経営等の改善に有効な手法の一つであります。本町におきましても、導入可能性調査業務を発注し、段階的な検討・検証を開始しておりますが、民間の活用だけに頼るのではなく、企業債借入額の圧縮や他工事と併せた布設替え等による工事費削減、経営戦略に基づいた料金改定の検討など、財務体質の強化についても多角的に進めてまいります。住民の皆様の負担や公営企業としての持続可能性を十分に勘案し、国の補助要件や他自治体での先進事例、効果を見極めながら慎重に検討を進めてまいります。

次に、大綱３つ目の町議会の解散請求署名についての御質問に答弁をさせていただきます。

（１）の選挙管理委員会での主張の相違につきましては、議会解散請求に関する調査特別委員会からの質問の回答に当たり会議録を確認いたしましたが、議題後のその他での話題であったため、発言の記載はありませんでした。そのため、７月27日の選挙管理委員会において、威圧的な言葉で対応した事実はあったのかどうか各委員に確認をさせていただ

きましたが、威圧的な言葉での対応はなかったとの回答をいただいております。

次に、（２）は後でやりますので、（３）の事務処理の不備による予算支出につきましては、その責任を痛感しております。町民の皆様に深くおわびを申し上げたいと思います。議会解散請求に関する調査特別委員会が設置されておりますので、その調査結果等も考慮し、町として責任の所在を整理してまいります。

（２）については、選挙管理委員長から答弁をさせていただきたいと思います。

議長（石垣正博君）　次に、答弁願います。選挙管理委員会委員長。

選挙管理委員会委員長（及川守江君）　（２）の再発防止のための選挙管理委員会の見解につきましては、今回の検証により、反省を踏まえ、署名簿様式の見直し、署名に関するルール説明の強化、直接請求に関わる請求者署名簿の縦覧に関する要綱の作成は、御指摘のとおり必要であると判断しております。

また、選挙管理委員会の独立性や中立性の確保といった観点からも、有効・無効の判断を各委員がもっと主体的に確認し、聞き取り調査にも各委員が同行するなど、選挙管理委員会として、よりよい審議を尽くし、再発防止に努めてまいります。

議長（石垣正博君）　鎌田暁史議員。

３番（鎌田暁史君）　大綱１の（１）から再質問を行います。

まず、答弁書の（１）の最初の行に、水道事業料金改定支援業務を発注し、料金改定の試算・検証を進めていると記載がございますが、この業務の発注はいつ頃行ったのかお伺いをいたします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君）　お答えいたします。

６月に発注しております。

議長（石垣正博君）　鎌田暁史議員。

３番（鎌田暁史君）　６月に発注したという御答弁でございました。それで、この支援業務の納期はいつになるのでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君）　お答えいたします。

ちょっと日付は、３月の中ほどを予定としております。

議長（石垣正博君）　鎌田暁史議員。

３番（鎌田暁史君）　来年の３月の中旬ということで合っていますでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。上下水道課長。
上下水道課長（赤間良悦君）　そのとおりでございます。
議長（石垣正博君）　鎌田暁史議員。
３番（鎌田暁史君）　答弁書の３行目になるんですけれども、町議会、水道運営審議会及び町民の皆様への丁寧な報告・周知・議論を行いと記載がございます。町議会や水道運営審議会、住民の方々向けに説明用の資料を作成する対応があると思いますが、その対応もこの支援業務の中に入っているのでしょうか、お伺いをいたします。
議長（石垣正博君）　答弁願います。上下水道課長。
上下水道課長（赤間良悦君）　お答えいたします。
　こちらの業務の中に、そういったシミュレーション、分析等の資料等についても作成する予定でございます。
議長（石垣正博君）　鎌田暁史議員。
３番（鎌田暁史君）　資料の作成も入っているという御答弁でございました。
　それで、水道事業の経営戦略がございます。その戦略によりますと、令和９年度から料金改定を見込むという内容となっておりました。この戦略で示している９年度からの改定が遅れる可能性はあるのでしょうか。
議長（石垣正博君）　答弁願います。上下水道課長。
上下水道課長（赤間良悦君）　お答えいたします。
　今年度、改定支援業務を行いまして、実際スケジュール的に、早急にできたとしても９年10月となりますので、丁寧な説明等をしながら進めていく形になれば、10年度の当初からというような見込みとなっております。まず、支援業務で出てきた結果を基に分析と説明をしながら進めていきたいと思っております。
議長（石垣正博君）　鎌田暁史議員。
３番（鎌田暁史君）　水道事業の料金改定支援業務を発注した事業者と大綱２の（１）で示されている上下水道事業「水の官民連携」導入可能性調査業務を受注した事業者は同じ事業者になるのでしょうか。
議長（石垣正博君）　答弁願います。上下水道課長。
上下水道課長（赤間良悦君）　お答えいたします。
　こちらの水道料金改定支援業務と「水の官民連携」導入可能性調査業務を受注した業者については、別の業者となっております。
議長（石垣正博君）　鎌田暁史議員。
３番（鎌田暁史君）　分かりました。
　続きまして、（２）のほうに移ります。

水道事業の経営戦略を見ますと、町内に配水施設が６か所あることが給水原価が高い理由の一つに記載をされてございます。

また、同じく経営戦略を見ますと、施設の老朽化状況や施設の利用率等を考慮して施設設備の廃止・統合・合理化を実施するとの記載がございます。

現在、町内に６か所配水施設があるんですが、それらの統廃合を進めることによって水道事業のコストが下がる可能性があると思います。そのような検証等を担当課で行ったことはあるのでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君）　お答えいたします。

まず、ダウンサイジングにつきましては、検討はしている状況でございますが、例えば大松沢の配水池をちょっと例にとりますと、あそこですと高い場所からの配水を行っているということで、水圧をかけて送っている状態でございます。そこを通さないと、反対に末端まで水が行かないというような状況も検証されております。そこを廃止するに当たっては、箇所箇所に増圧ポンプの設置等の新たな設備の設置等も考えられている状況でございますので、そういった箇所箇所においてのメリット・デメリットについて検証しながら、そこは進めていきたいと思っております。

議長（石垣正博君）　鎌田暁史議員。

３番（鎌田暁史君）　そうしますと、統廃合、これは現実的なものかどうか、まだまだ検証が必要だということで合っていますでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君）　一概に廃止するからということでちょっと検証できるものでございませんので、そこは慎重に、どういった形がいいのかという部分を検討しながら進めていく必要があると思っております。

議長（石垣正博君）　鎌田暁史議員。

３番（鎌田暁史君）　それでは、（３）のほうに移ります。

答弁書の（３）の２行目に、老朽管の更新という記載がございます。

老朽管の更新費用についてですが、この更新費用というのは、年々上がっているのでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君）　お答えいたします。

更新費用につきましては、近年の物価高騰による工事費の増もございますし、石綿セメント管の更新事業における国の補助事業の補助金につ

きましても、当初３分の１だったものが４分の１、今年度については４分の１にも満たないような交付額ということで､年々減少しております。それに伴いまして、工事費についても町負担が増加しているような状況でございます。

議長（石垣正博君）　鎌田暁史議員。

３番（鎌田暁史君）　次に、水道事業会計についてお伺いをいたします。

令和７年度の損益計算書を見ますと、当年度の純利益がマイナスの約3,600万円となっておりました。マイナスとなった要因についてお伺いをいたします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君）　お答えいたします。

７年度において、要は赤字になった部分の主な要因なんですが、７年度において水道メーターの更新工事につきまして、例年300程度交換していたものを､現場現場においてどうしても必要な部分がございまして、補正予算で予算をいただきまして、1,300個のメーター更新をしております。それに伴いまして、工事費の増及びあとメーターの購入費等も伴いましたので、その分についての町単独事業でございまして補助事業等もございませんでしたので、それが大きな要因かと思っております。

議長（石垣正博君）　鎌田暁史議員。

３番（鎌田暁史君）　分かりました。

あと、議会事務局の協力を得まして過去10年の決算資料のほうを入手いたしました。それで、内部留保の額を見てみますと、大体ここ10年、３億円前後キープしているように見えました。担当課として３億円ぐらいの内部留保を常にキープしておこうという、そういった方針なのでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君）　お答えいたします。

目安としまして３億円程度と見込んでおります。

議長（石垣正博君）　鎌田暁史議員。

３番（鎌田暁史君）　答弁書の（３）の１行目なんですけれども、内部留保は災害時等の緊急対応費の役割を持っておりという記載がございます。これまで、この内部留保の取崩しを行って緊急対応費に充てた実績はあるのでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君）　お答えいたします。

内部留保につきましては、災害時のみではなくて緊急の対応で漏水の修繕と、どうしても修繕が必要になった場合につきましては活用している状況でございます。その金額についても、その事業において増減等は出てきておりますので、こちらの目安としましては、先ほど言いましたように、３億円を目安にその辺をキープしていきたいとは思っておりますが、どうしても老朽化の対応等で使う場合も出てきております。

議長（石垣正博君）　鎌田暁史議員。

３番（鎌田暁史君）　令和７年度の決算資料を見ますと、有収率が記載をされておりまして、84.2％でございました。つまり100立米の水を配水しても、料金収入につながるのは約84.2立米となっています。この有収率を上げることが水道料金を上げずに収入を増やすことにつながるのではないかと考えます。有収率を上げるための施策、あるいは取組について、どのような対応を行っているかお伺いをいたします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君）　お答えいたします。

まず、有収率を上げるためには、漏水箇所の特定、修繕等も必要になってきております。まず漏水箇所を探すためには、令和６年度に衛星を使った漏水調査を行っております。７年度におきましては、ＡＩ劣化診断を活用しまして、どの管路が漏水を招きやすいかというような分析もしております。あわせて、地道な音聴での調査、漏水が想定される箇所を夜間等含めて水の漏れ具合を実際、音で判断しながら探っていくのが現状でございます。それによって、令和７年度におきまして、最近ちょっとなかなか特定できなかった箇所についても漏水箇所は発見されまして、修繕を行いまして、有収率の向上につながった部分もございます。

以上でございます。

議長（石垣正博君）　鎌田暁史議員。

３番（鎌田暁史君）　分かりました。

町長にお伺いをいたします。

住民の方々から見ますと、水道料金は県内で比較的高い水準となっております。一方、水道事業者である町のほうから見ますと、今後採算が厳しくなる状況が予想されております。しかし、やっぱり物価高騰が続く中で、水道料金の引上げは家計への影響が小さくはないと考えます。

この水道料金の引上げにつきまして、町長のお考えをお伺いいたします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。町長。

町長（石川良彦君）　水道料金が県内でも高いほうに位置しているということは理解しておりますし、町民の方に対しては、引上げせざるを得ない状況になっていることに、今いろいろ議員も大体理解していると思うんですが、経費かかっている。そして、最近維持管理というか修繕費だけでも、というか事業費、水道事業で、そういったものも、もう１億どころじゃない、２億ぐらい下手するとかかっているという、修繕費含めて。まずもって、この水道料金、今までずっと据え置いてきた。いわゆる平成２年から同じ料金でございます、基本料金。消費税分だけ恐らく改定になってきたと思います。ということで、何十年も同じ料金で来ていたんで、急に今回上げるというか、上げざるを得ないような状況、経営を考えれば。

内部留保についても、やはり３億ぐらい必要というのは、今お話ししたとおり、下手すると年間に２億ぐらいの修繕費だけでもかかっていくような維持管理、経営していくために、そういった費用も必要となっておりますので、あるいは災害も当然起き得る状況にありますので、そういったことで、留保資金についても減らすわけにいかないし、水道料金を上げないということになると一般会計からの繰入れということになるんですが、これもなかなか財政的に難しい面あるんで、なるべくなら公共料金の高負担にならない形では、こちらとして、町としても、町民の方々が心配していますので、物価高騰等あるんで、生活費も大変になってきているのはもう理解しておりますので、ただ、どの辺までか分かりませんが、料金改定はせざるを得ないという状況になっております。

これは本町のみならずです。県内全体というか、全国的にそうなんですが、県内全体でもそういった料金改定の考え、意向があるということで、直近でありますと、水道事業の上下水道を含んで塩竈市、仙台市なんかも今新たな方向に向かって経営改善というか将来を見据えた計画を立てているようでありますが、その辺も含めながら、うちでどの辺がこれから効率的に､あるいは持続可能な水道事業経営できるかということ、難しい面ありますが、上げざるを得ないという状況になっていることだけは理解していただきたい。

あと、もう一つ、今お話ししたとおり、町民の方が、今の料金が何十年も変わっていないということも理解していただかなければならない。あるいは、先ほど答弁させていただきましたが、本町においての有収率もそうなんですが、広範囲にわたっての水道管布設して、それで人口密集度も比較的悪いというか、あまり効率的でない状況にもなっておりま

すので、その辺を踏まえた理解も、町民の方々にこれから御理解をいただくような説明会というか、そういった報告も通しながら、あるいは議員の皆さんとも、この辺をざっくばらんに相互理解をしながら、そして町民の方の理解を得ないと、先ほど言った料金改定もなかなか難しいと思いますので、その辺含んで、これから、今調査業務もありますが、その辺を含んで町民の方々と丁寧にお話をしながら､料金改定の範囲内も、どこが適切かも含めながら今後進めていきたいと思いますので、いずれにしても、なかなか難しい問題でございますので、これからいろいろ率直な意見交換をしながら進めていきたいと思っておりますので、その辺の御理解のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（石垣正博君）　鎌田暁史議員。

３番（鎌田暁史君）　現状の認識と今後の見通しについてよく分かりました。

続きまして、大綱の２のほうに移ります。

ウオーターＰＰＰに関してなんですが、このウオーターＰＰＰは、水道や下水道などの公共施設の整備、維持管理、運営について、行政と民間企業が連携して取り組む仕組みと伺っております。このＰＰＰというのは、パブリック・プライベート・パートナーシップ、いわゆる官民連携を意味すると伺っております。

宮城県の水道ビジョンの第２期を見ますと、ビジョンを推進する上での取組方針の一つとして、官民連携の推進に重点を置くとの記載がございます。

今回、町で導入の検討を進めるきっかけとしまして、こういった県からの推奨とか後押しなどはあったのか、お伺いをいたします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君）　お答えいたします。

こちらのウオーターＰＰＰ、ウオーターＰＰＰという名称が水の官民連携ということがどうしても伝わりにくいということで、名称が変わりましたので､契約に当たってもこの名称を使わせていただいております。

県の方針としまして、前段階としまして、まず広域の部分の検証等もございました。あわせて、国の方針として出てきました官民連携についての話もございました。現時点での、なかなか広域化については進んでいる状況ではございませんので、まずもってこの官民連携について、町の状況に照らし合わせまして､どういった部分について活用できるのか、そういった部分を含めての検証作業をまず行うということで、今年度業務を発注している状況でございます。

議長（石垣正博君）　鎌田暁史議員。

３番（鎌田暁史君）　答弁書の（１）の３行目を見ますと、また、下水道事業等における国の補助事業では、導入が要件化される方向性も示されているという記載がございます。

国交省の資料を見ますと、地方自治体による汚水管の改修に当たっては、令和９年度以降、この水の官民連携の導入が決定済みの場合に、交付金の交付対象とするように要件が追加となっております。

やはり国の政策の影響によって地方自治体の導入の検討に着手せざるを得ないような状況に追い込まれているのかなというふうに感じるんですけれども、本町でもそういった状況なのかお伺いをいたします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君）　お答えいたします。

確かに下水道事業の補助事業につきましては、９年度から要件化されまして、補助対象は難しいような状況となっております。そういった部分を踏まえまして、まず大郷町の状況としてはどうなのか、果たして導入についてどういったメリットがあるのか、現状的には町単独でやることが可能なのか、そういった部分を踏まえて、併せて検証を行うために今年度発注しておりますので、国の方針だから必ずという状況ではなくて、まず町の状況をつかんで、それが実際国の方針に乗れるかどうか、乗るほうがいいのかどうかということの検証も行っていきたいと思っております。

議長（石垣正博君）　鎌田暁史議員。

３番（鎌田暁史君）　下水道事業の経営戦略もございます。

29ページに次のような記載がありました。投資に係る民間活用については、本町の現状の事業量では難しいと考えているが、民間ノウハウの活用による効率化や活性化を念頭に今後も継続して検討してまいりますと記載がされております。つまり本町の下水道事業の規模が小さめであるので、官民連携の導入は難しいという分析だと思います。つまりこれ受託する側でスケールメリットがないという見解だと思いますが、この内容については、担当課としてどのように見ていますか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君）　お答えいたします。

当町の下水道につきましては、公共下水道のほかに、農業集落排水事業、あと合併浄化槽もございます。そういった３事業合わせて、どういった進め方がいいのかも含めて、今回上下水道一体での官民連携につい

ての可能性調査を行っておりますので、その事業ごとの分析についても進めていきたいと思っております。

議長（石垣正博君）　鎌田暁史議員。

３番（鎌田暁史君）　（２）のほうに移ります。

水の官民連携は、レベル3.5の管理・更新一体マネジメント方式と、レベル４の公共施設等事業、いわゆるコンセッションで構成をされております。答弁書の（２）の４行目を見ますと、レベル3.5の事業開始が直ちに10年後のレベル４移行に直結することを前提とするものではなく、段階ごとに検討・検証するものという記載がございます。この見解の根拠はどこにあるのかお伺いをいたします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君）　お答えいたします。

こちらは、まず10年間の事業を行って、そのまま必ずしも移行ということではないということで、先ほどの答弁にもございましたが、その10年間を使って実際どこまで民間の力を入れていくのが適当なのかという部分の検証もしながら事業を進めていくのがレベル3.5の方式と認識しております。

議長（石垣正博君）　鎌田暁史議員。

３番（鎌田暁史君）　そうなりますと、まずレベル3.5でスタートしまして、10年たったとします。レベル４に移るのか。あるいはそのままいくのか。あるいは町の運営に戻すのか。そういったことは、自主的に町で決められるものなのでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君）　お答えいたします。

レベル3.5につきましては、あくまでも運営方針につきましては、町が主導となっております。あくまでも3.5段階ですと施設の維持管理等については民間へ委託という形になっておりますので、その辺の検証も含めた中で、どう進めていくかという部分については、町が主導となっているような状況でございます。

議長（石垣正博君）　鎌田暁史議員。

３番（鎌田暁史君）　続きまして、（３）に移ります。

答弁書の（３）の下から２行目に他自治体での先行事例、効果を見極めながら慎重に検討を進めていくとの記載がございます。

それで、（３）の質問でお示ししていますように、レベル４、コンセッションの運用が４年間継続しているのが県の水道事業でございますが、

その決算を見ますと、県民の皆様の負担で事業者をもうけさせるようなことになっております。これが先進事例なんですけれども、こういった事例が本町で水の官民連携を投入する上での判断材料になるのではないかと思いますが、担当課としての所見をお伺いいたします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君）　お答えいたします。

宮城県の方式につきましては、契約期間も非常に長いものでございますんで、通常のウオーターＰＰＰですと10年から契約ということになっております。ただ、10年という契約については、町としても、これは非常に慎重に考える部分と認識しております。まずもって他の自治体の先進事例、効果という部分につきましては、例えば水道事業のみなのか、上下水一体なのか、下水のみなのか、そのほかに部分委託という方式を取っている市町村もございます。例えば、管理の部分だけを民間、反対に事務の部分を民間に委託している方式を取っている市町村もございます。そういった部分につきまして、今年度の分析結果を基に、分野ごとにどういった方式がいいのかも含めて検証したいと思っております。上下水道事業につきましては、技術者の育成及び事務方の、どうしても公営企業の事務職員の育成に非常に時間がかかる部署でございます。そういったことも踏まえまして、民間の力を取り入れられるかどうかも併せて検証していきたいと思っております。

議長（石垣正博君）　鎌田暁史議員。

３番（鎌田暁史君）　町長にお伺いをいたします。

水の官民連携の導入につきましては、（３）の答弁に町の考え方がまとめられていると思いますが、改めて町長のお考えをお聞かせください。

議長（石垣正博君）　答弁願います。町長。

町長（石川良彦君）　いずれにしても担当課が答弁させていただきました。やっぱり分野ごとに個別的に検証していかなきゃない、精査していかなければならないんだと思います。そういった中で、あとは県内のみならず、国内においての先進事例等も参考にしながらやっぱり進めていかなければならないんだと思います。

先ほど言った水道、上水道についてもそうなんですが、平成２年というお話しましたが、そのときの計画人口が１万3,000人ということでの料金設定だったんです、その当時は。そこから今日まで来ているということ。下水道についてもそうなんですが、一つずつ分野ごとにやっぱり精査して、あるいはこれまでの事業費等もそうなんですが、検証しなが

ら、そして今後の計画についても、やはり一つずつしっかりと把握しながら、果たしてどの方式が本町にとって将来的に継続できて、効率的・効果的な事業にいけるかということを検討して、上下水道とも相当慎重に、調査はいただくんですが、それを基にやはり判断していかなければならないと思いますので、よろしくお願いします。

議長（石垣正博君）　鎌田暁史議員。

３番（鎌田暁史君）　分かりました。

続きまして、大綱の３のほうに移ります。

答弁書の（１）の４行目に、各委員に確認したがとあります。何人の方に確認をしたのか人数をお伺いいたします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君）　お答えいたします。

委員長を含めまして、委員全員の４名でございます。

議長（石垣正博君）　鎌田暁史議員。

３番（鎌田暁史君）　選挙管理委員会には選管の事務局の方も出席をされていたかと思いますが、合っていますでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君）　お答えいたします。

出席しております。

議長（石垣正博君）　鎌田暁史議員。

３番（鎌田暁史君）　事務局の方には確認はしたのでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君）　確認いたしました。

議長（石垣正博君）　鎌田暁史議員。

３番（鎌田暁史君）　先ほど確認したのは４人というふうに伺いました。選挙管理委員の方が４人いると思います。あとは、事務局の方確認したということは、４人ではないのですか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君）　すみません、ちょっと説明が不足しましたけれども、４人というのは、１人の方が辞職されておりますので、新しい委員さんも含めて４人という意味になります。それから、職員はまた別に、４人のほかに職員、出席した職員のほうにも確認しております。

議長（石垣正博君）　鎌田暁史議員。

３番（鎌田暁史君）　分かりました。じゃ、実際は４人以上の方に確認をしたということでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。総務課長。
総務課長（菅野直人君）　そのとおりでございます。
議長（石垣正博君）　鎌田暁史議員。
３番（鎌田暁史君）　それで、選挙管理委員会の会議が開かれるたびに毎回録音をしていたのではないかと推察をしております。この日は録音するとか、この日は録音をしないとか、その都度判断はしていなかったと考えます。今回会議録を確認いただいたのですが、その会議を録音した音声データがあるか改めて御確認をお願いしたいと思いますが、可能でしょうか。
議長（石垣正博君）　答弁願います。総務課長。
総務課長（菅野直人君）　お答えいたします。
　当日出席しておりました職員、その当時の職員にも確認しましたが、録音のデータがないという報告を受けましたので、答弁のほうに入れさせていただいております。
議長（石垣正博君）　鎌田暁史議員。
３番（鎌田暁史君）　録音データがないということなんですけれども、２月26日の会議録を開示請求して入手したのですが、記録の内容を見ますと、もうこれ録音データから文字起こしをしたように見えるのですね。特定の日のデータを取らないというのはちょっと不自然な感じがいたしますので、改めてデータがあるかどうか確認をいただきたいのですが、可能でしょうか。
議長（石垣正博君）　答弁願います。総務課長。
総務課長（菅野直人君）　改めて確認させていただきます。
議長（石垣正博君）　鎌田暁史議員。
３番（鎌田暁史君）　該当の選挙管理委員の方から詳しいお話を伺っておりますが、いわゆる二次被害的な可能性もあるので、詳しいことはこの場ではちょっと控えたいと思います。しかし、その方は、威圧的な言葉を受けまして、会議中にほかの委員の方々がいる前で悪者扱いをされて非常につらい思いをしたとおっしゃっております。また、人の心を踏みにじる発言に腹が立ち、不快に思ったとの感想を伺っております。私は、この問題はこのままちょっと見過ごすことはできないと考えております。調査特別委員会の中で継続して調査を行いたいと思いますので、御協力をお願いいたします。
　それで、（２）のほうに移ってまいります。
　署名簿様式の見直しと署名に関するルール説明の強化については、３

月定例会の一般質問で御提案をしたものです。署名簿の様式は本人用と代筆用に分けていただきたいと思います。

また、署名ルールの説明は、署名収集代表者の方にお任せするのではなくて、選管主導で説明会を開いて周知を徹底していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君）　お答えいたします。

議員さんからいただいた御意見を真摯に受け止めまして、改善できるところは改善できるように今後努めてまいりたいと思います。

議長（石垣正博君）　鎌田暁史議員。

３番（鎌田暁史君）　去年の２月14日から２月20日まで署名簿の縦覧が行われました。いろんな問題がございました。やはり縦覧に関する要綱が作成をされていない状態で縦覧が実行されましたので、縦覧の際のルールが非常に曖昧になっておりました。要綱の作成について御対応いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君）　お答えいたします。

縦覧いただける際のルールというのは必要だと思いますので、その辺今回の反省も含めてしっかりとルール化のほうをしたいというふうに思っております。

議長（石垣正博君）　鎌田暁史議員。

３番（鎌田暁史君）　選挙管理委員会は、地方自治法の規定に基づき設置されている機関でございまして、町長から独立して設置をされております。これは公正中立な立場で選挙の管理執行や直接請求に関することなどの事務を行うためでございます。町長から独立した機関であること、そして公正中立な立場であること、これらの観点から、今回選管の対応のどこに問題があったのか詳しく検証をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。選挙管理委員会委員長。

選挙管理委員会委員長（及川守江君）　今言われたことをしっかりと受け止め、今後に生かしていきたいと思います。

議長（石垣正博君）　鎌田暁史議員。

３番（鎌田暁史君）　（３）に移ります。

今回答弁でおわびをいただいたことにつきましては、私は真摯に受け止めたいと思います。

今後は、再発防止と信頼の回復に向けた具体的な行動を期待いたしますが、選管の見解をお伺いしたいと思います。

議長（石垣正博君）　答弁願います。選挙管理委員会委員長。（「委員長、自分の考え、ねえのか」の声あり）傍聴の方、静粛にお願いします。

選挙管理委員会委員長（及川守江君）　お答えいたします。

先ほど町長が答えたとおりだと思います。それでよろしいでございますか。

議長（石垣正博君）　鎌田暁史議員。

３番（鎌田暁史君）　おわびをいただいたので真摯に受け止めるんですけれども、再発の防止と信頼回復に向けた具体的な行動に私は期待するのですが、それに向けてどういったお考えがありますか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。選挙管理委員会委員長。

選挙管理委員会委員長（及川守江君）　これからも誠心誠意尽くしてやってまいりたいと思います。

議長（石垣正博君）　鎌田暁史議員。

３番（鎌田暁史君）　６月の定例会、前回の議会の際に一般質問で、私は委員長の責任についてお伺いをいたしました。そのときは、選管には落ち度がないと、責任も考えていないというような答弁でございました。今回は、選挙管理委員会の事務処理の不備によって町民の皆様に深くおわびをする、つまり事務処理の不備によって予算執行が行われていることについては責任を痛感しているというふうにお答えされております。その上で、町民の皆様に深くおわびをするというふうに謝罪されておられます。やはり委員長の責任というのは曖昧にはできないと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。選挙管理委員会委員長。

選挙管理委員会委員長（及川守江君）　その件に関しまして、次に、今回の９番目に高橋議員のほうからも御質問ございますので、その際にまた改めて答弁させていただきたいと思います。よろしいでございますか。お願いいたします。

議長（石垣正博君）　鎌田暁史議員。

３番（鎌田暁史君）　高橋議員からの質問にお答えをお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（石垣正博君）　これで鎌田暁史議員の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。

午　前　１１時００分　　休　憩

午　前　１１時０９分　　開　議

議長（石垣正博君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、７番鈴木恵子議員。

７番（鈴木恵子君）　では、通告順位６番、鈴木恵子、一般質問を始めます。

大綱１、地域の環境整備について。

６月の議会報告会に出席いただいた方から地域が抱える様々な課題について直接お話を伺うことができました。その中でも多く聞かれたのが環境整備についてであります。特に、除草作業などで地域の皆様に「これまでやってきたから、これからもお願いします」とお願いするだけでは限界があるのではないでしょうか。以下について伺います。

（１）人口減少・高齢化が進む中、現在地域が担っている除草作業などについて、町は今後どのように解決し、住みよいまちづくりを目指していくのか伺います。

（２）今後、地域だけでは対応できなくなることを見据え、町として除草作業など環境整備の支援や、町による対応の拡充を考えるべきではないか、町の見解を伺います。

（３）側溝や路肩などの除草が安全に作業できるよう、道路環境そのものを整備すべきと考えるが、町の見解を伺います。

大綱２、学校給食無償化の公平性について。

令和８年４月から国の交付金を活用した学校給食費の負担軽減措置助成が始まった。しかしながら、不登校や食物アレルギー、宗教上の理由など、やむを得ない事情により給食を食べることができない児童は、現時点で無償化の恩恵を受けておりません。

（１）本町では、現在給食を食べることができない児童生徒は何名いるのか。また、その理由について伺います。

（２）給食を食べることができない児童生徒については、来年度から給食費相当額を給付する予定と伺っているが、国の交付金は現在小学生対象となっており、その場合、中学生は給付対象外となるのか伺います。

（３）「心のケアハウス」通学者で、給食希望者がいた場合の対応についてお伺いします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。町長。

町長（石川良彦君）　鈴木恵子議員の大綱１つ目の地域の環境整備についての御質問に答弁をさせていただきます。

（１）の人口減少・高齢化に伴う地域の課題につきましては、その事情や深刻度が地域ごとに異なっており、除草作業にとどまらず多岐にわ

たるものと認識をしております。限られた財源と人手を最大限に活用するためにも、初めに行政区長で構成されます道路愛護連合会などを通じながら各行政区での課題や危機感をしっかりと共有をさせていただき、対話を重ねながら地域と行政が協働で維持管理に当たる持続可能な仕組みの構築に取り組んでまいります。

（２）の地域だけでは対応が困難となっている箇所へということの支援対応ということですが、行政区ごとに除草作業の困難な場所や具体的な課題の把握に努めてまいります。その上で、資機材の貸出支援など地域の負担軽減に直結する具体策を検討してまいりたいと思います。

（３）の側溝や路肩等での道路環境整備につきましては、構造上の不備などにより作業に危険や過度な負担が生じている現場の声は極めて重要であると受け止めております。作業者の安全確保と将来的な維持管理コストの削減を見据え、舗装の改修、あるいは側溝の整備など、危険度や緊急性の高い箇所から優先的に改善を進めてまいります。

厳しい財政状況にはございますが、各行政区長の皆様をはじめ、地域住民の皆様と対話を重ね、安心して暮らせる住みよい大郷町の推進に向け、課題解決に全力で取り組んでまいる所存でございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、大綱２つ目については、教育長より答弁を申し上げます。

議長（石垣正博君）　次に、答弁願います。教育長。

教育長（関　一男君）　次に、大綱の２つ目、学校給食無償化の公平性についての御質問に答弁をさせていただきます。

（１）の給食を食べることができない児童生徒数につきましては、現在、保護者の届出により給食の提供を停止している中学生が１名となっており、小学生には該当者がおりません。停止の理由につきましては、不登校による長期欠席でございます。

（２）の給食を喫食できない児童生徒への支援につきましては、喫食できない児童生徒につきましても、不利益が生じることがないよう、令和９年度から給食相当額を支給する方向で制度設計を進めているところでございます。また、支援の公平性を図るという観点から、中学生につきましても、同様の支援対象とする方針で準備を進めております。

本町といたしましては、不登校やアレルギーなど多様な事情を抱える児童生徒やその保護者の皆様に対し、支援の漏れが生じることのないよう、引き続き公平かつ適切な施策の推進に努めてまいります。

（３）のケアハウスに通所している児童生徒への給食提供につきまし

ては、児童生徒への支援や保護者の負担軽減の観点から重要であると認識しております。しかしながら、学校給食法に基づく学校給食衛生管理基準において厳格な衛生管理が求められていることから、現時点ではケアハウスへ直接給食を配送し提供することは難しい状況にあります。そのため､ケアハウスへの直接的な給食提供に代わる措置といたしまして、不登校児童生徒を対象とした給食費相当額の補助金制度の対象として対応する方向で検討を進めてまいります。これにより、実質的に保護者負担を軽減し、公平性の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（石垣正博君）　鈴木恵子議員。

７番（鈴木恵子君）　では、（１）について再質問します。

道路愛護連合会とは、行政区長さんのみで構成されているんでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（武藤亨介君）　お答えいたします。

区長のみ構成員となってございます。

以上です。

議長（石垣正博君）　鈴木恵子議員。

７番（鈴木恵子君）　区長さんの充て職みたいな感じなんですか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（武藤亨介君）　お答えいたします。

区長の充て職となってございます。

以上です。

議長（石垣正博君）　鈴木恵子議員。

７番（鈴木恵子君）　その連合会の活動内容として、どういったものがあるんでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（武藤亨介君）　お答えいたします。

年１回行政区長さんの会議の後に道路愛護連合会の総会を開いておりまして、その中で、地域の道路維持などに対する課題の共有や、また町で年１回道路の日などに合わせて実施をお願いしております草刈りなどについての御説明などを申し上げているところでございます。

以上です。

議長（石垣正博君）　鈴木恵子議員。

７番（鈴木恵子君）　区長会は毎月あるんですよね。区長会、どうなんでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君）　区長会は毎月ではありませんで、年２回、３回ぐらいの開催となっております。案件があった場合ということです。

議長（石垣正博君）　鈴木恵子議員。

７番（鈴木恵子君）　その二、三回の区長会の後で道路愛護の会合があるということでよろしいんですか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（武藤亨介君）　お答えいたします。

道路愛護連合会といたしましては、年に１回開催しております。そのほかにつきましては、随時区長会に合わせて情報の提供、共有などをさせていただいております。

以上です。

議長（石垣正博君）　鈴木恵子議員。

７番（鈴木恵子君）　情報の中で、私先ほど言いましたけれども、議会報告会の中で、ある地区の、はっきり言えば区長さんのほうから、全然側溝とかそういうところが悪いんだということで、今回この質問をしてみようかなということで始まったんですけれども、答弁書の中で、事情や深刻度、地域ごとに異なっている中、各行政区で取り組んでいただいている。町としても持続可能な仕組みの構築を図っていくということなんですけれども、具体的にどういったことを考えているのか、教えていただきたいです。

議長（石垣正博君）　答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（武藤亨介君）　お答えさせていただきます。

具体的には、今まで議員さんが多分問題として認識されているとおり、受け身型の、区長さんから要望をいただいたから対処をいたしますというような受け身型の体制だったと。そこは反省しておりまして、今後、既存でございます大郷町道路の整備に関する要綱というものがございます。こちらにつきましては、町内の道路を３種類に区別しまして、各行政側で対応する道路、地元に維持管理をお願いする道路という明文化をしておりますが、そこの区分の見直しも含めて、人口減少という問題を捉えた内容に変更していく必要があるなというふうに認識してはございます。

以上です。

議長（石垣正博君）　鈴木恵子議員。
７番（鈴木恵子君）　３種類とは、県道、町道、赤道のことですか、主に。
議長（石垣正博君）　答弁願います。地域整備課長。
地域整備課長（武藤亨介君）　お答えさせていただきます。
　地域整備課で所管しております町道と生活道路と、あとは準生活道路、農道等となってございます。
　以上です。
議長（石垣正博君）　鈴木恵子議員。
７番（鈴木恵子君）　では、今度はしっかりとやっていただけるということで、期待申し上げるんですけれども、ではちょっと今度は（２）に行きます。
　今度は、各行政区ごとに資材貸出しなどを町で今後考えていただけるということなんですけれども、資機材貸出支援とは、どういったものを貸していただけるのでしょうか。
議長（石垣正博君）　答弁願います。地域整備課長。
地域整備課長（武藤亨介君）　お答えさせていただきます。
　具体な資機材の種類につきましては、今後区長様方の御要望をお聞きしながら判断してまいりたいと思っておりますが、現段階で想定しているのは、例えば草刈り機でしたり、あと防草用のシートなどの支給などについても検討を深めていきたいななんて思ってございます。
　以上です。
議長（石垣正博君）　鈴木恵子議員。
７番（鈴木恵子君）　防草用のシートですよね。あれやっぱり引くのもなかなか下準備とか大変だと思うんですけれども、これ町のほうで指導というか、お手伝いというか、外注してやってもらうとか形でなく、やっぱり地域に任せる形になるんですか。
議長（石垣正博君）　答弁願います。地域整備課長。
地域整備課長（武藤亨介君）　お答えさせていただきます。
　道路愛護活動の中でやっていただける内容につきましては地元のほうにお願いしたいと考えてございますが、地区ごとに課題を整理した上で、行政のほうで対応させていただいたほうがスムーズにいくと判断させていただいた場合は、そのような判断も一つあるのかなと考えてございます。
　以上です。
議長（石垣正博君）　鈴木恵子議員。
７番（鈴木恵子君）　先ほど草刈り機を何か貸し出してくれる予定とあります

が、これは個人になんでしょうか。例えば、行政区で持っていない方、どっちかというとサラリーマン家庭とかの人が草刈りに参加したいとかという、例えば区長さんが何台貸してくれと言ったとき、そのような対応をしてくれるんですか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（武藤亨介君）　お答えさせていただきます。

今御指摘いただいた制度の詰めにつきましては、道路愛護連合会の中で、区長様方の意見を参考にさせていただいた上で、総会の総意で決定させていただければと考えてございます。

以上です。

議長（石垣正博君）　鈴木恵子議員。

７番（鈴木恵子君）　その中で、昨日の一般質問で、佐々木和夫議員が竹の粉砕機の質問いたしました。粉砕機に関しては、機材購入に対する補助やリース料の補助を検討していくとの回答でしたが、草刈りに対する資材の貸出支援と、この竹の粉砕機、どこが違ってこのような回答になるんでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（武藤亨介君）　お答えさせていただきます。

あくまでも道路愛護連合会としましては道路に着目した維持管理というところですので、道路敷に竹が生えていて行政区としてそれが課題だという御意見をいただければ、そこは違いとかいうところは明確にしないで、地元の課題に取り組みやすい制度設計になるように進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

議長（石垣正博君）　鈴木恵子議員。

７番（鈴木恵子君）　先ほどから何度も言っていますが、やっぱり高齢化問題、人口減少で、機材をお借りしたとしても対応できない地域は、町による除草や業者への委託などを含めた支援も今後考えていただけるんでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（武藤亨介君）　お答えさせていただきます。

参考数値となりますが、今、町のほうの町道につきまして、町が直接維持管理として除草している路線につきましては12路線ございます。地元のほうに道路愛護活動としてお願いしている路線につきましては98路線ほどございまして、これを仮にシルバーさんに委託でお願いした場合

の事業費としましては2,000万強が見込まれるのかなと思ってございます。こういったところの数値も区長さんの皆様方と共有させていただいた上で、自助と公助の明確な役割分担を行政区ごとに寄り添った形で御提案できればいいかなというふうに考えてございます。

以上です。

議長（石垣正博君）　鈴木恵子議員。

７番（鈴木恵子君）　行政区ごととなると、いや不平不満がやっぱり出るのかなと思います。そこら辺もよく考えていただいて、よりよいきれいな町にしていくために頑張っていただきたいと思います。

では、（３）についてお伺いします。

以前、道路の見回りをシルバーさんがしていただいているということなんですけれども、草関係、ごみ関係、倒木関係、これ全てをシルバーさんが道路パトロールで把握してくれているんでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（武藤亨介君）　お答えさせていただきます。

まず、シルバーさんにお願いしている場所につきましては、先ほど御説明させていただいたとおり、12路線についての維持管理活動をしていただいております。そのほかにつきましては、町内をパトロールする維持管理業者と町の職員が直営で目視等維持管理に努めてございます。

以上です。

議長（石垣正博君）　鈴木恵子議員。

７番（鈴木恵子君）　町の職員さんは、月に何度、どのような頻度で町内をパトロールしていただいているんでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（武藤亨介君）　お答えいたします。

町内の路線等を４工区に区分けした中で、１工区につき月１回目視により点検を直営でさせていただいております。

以上です。

議長（石垣正博君）　鈴木恵子議員。

７番（鈴木恵子君）　先ほど、各地区、住民の人がここ困っていますよということを区長さんにお伝えして､あと町のほうにお願いに行くという形で、よく区長さん方とも役場の庁舎内では会うんですけれども、私ちょっと感じるのが、道路に関するお願いについては、例えばごみだったらば町民課、赤道だったらば財政、あと課長のところの地域整備課さんに分かれるというか、各課ごと分かれるんですけれども、担当課が違うという

よりは、道路関係というんですか、大郷町の外回り関係というんですか、そういうのを窓口取りあえず一本化にしてもらって、役場の中で各課に分けていただいて、あと地域に回答をよこしてもらうような、そんな取組はできないんでしょうか。何か一本化にしていただいたほうが、何となくちょっとスムーズになるような気が私はしているんです。ごみだからこっちとかというんでなくて、何とか一本化ということを考えていただきたいんですけれども、誰に聞けばいいんだろう。町長、お願いします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉　昭君）　お答えいたします。

今の議員のおっしゃった内容につきましては、地区担当員という制度がございます。そちらにつきましては、まちづくり政策課が窓口一本になっております。地区担当員、定められた地区担当員と区長さんがいろいろ話をしていただいて、地区から上がってきたものは、その地区担当員がまちづくり政策課のほうに窓口一本で承っています。今度は、まちづくり政策課側で、この問題は地域整備課だねとか、この問題は総務課だねというふうに、そこから割り振りまして、また上げて、また戻すというような形を取ってございます。

議長（石垣正博君）　鈴木恵子議員。

７番（鈴木恵子君）　でも、何かちょっとスピード感足りないような感じがするんです。何か見回りしている割には、ごみさんざんしているよねみたいな。見回り業務の中には、そういったちょっとしたごみは拾ってきてくれるとか、あと草も、ちょっとしたものだったら機械持っていって刈ってくれるとか、そういったオプション的なものはないんでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（武藤亨介君）　お答えさせていただきます。

議員さんおっしゃるとおり、いろんなところ、草とか生えている状況は押さえておりますが、まず本筋、地域整備課が管理しています道路、町道等につきましては、道路通行の支障にならないように道路管理者としての道路法の責務として行っているものでございますので、まずは運転者、歩行者の皆さんが安全に通行していただけるという視点で実施してございますので、そこにつきまして御理解のほういただければと思います。

以上です。

議長（石垣正博君）　鈴木恵子議員。

７番（鈴木恵子君）　以前、何かお願いしたことがあると記憶しているんですけれども、縁石周りの草と土砂、それを撤去してもらっただけでもかなり町の見た目というんですかね、やっぱり土砂を取ってもらうと草が出てきませんね、しばらく。そういった何か土砂撤去は私もやってみたんですけれども、ちょっと根性がないからだけれども、なかなかちょっと難しい。そういったものを町として、今年はここをやるんだ、ここというか、土砂取り、縁石周りをやるんだというような、そういう取組を一度やっていただくことはできないでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（武藤亨介君）　お答えさせていただきます。

町が実施する上では予算も伴いますので、そこは議員の皆様にも必要性を共有させていただいた上での実施となりますが、美化的な部分につきましては、先ほどまちづくり課長も答弁したとおり、地域の方々から地域担当制度というところでお寄せいただいた意見の中で、安全性に資する、危ない場所から随時作業にまず移らさせていただき、美化的なところも併せて道路交通の支障になると判断できるところから優先的に実施させていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（石垣正博君）　鈴木恵子議員。

７番（鈴木恵子君）　安全性と言われると、今使われていないというか、ちょっと昨日則幸議員が言っていた縁の郷に行く道路など、あそこもやっぱり頑張って整備していただきたい箇所なんですけれども、やっぱり道の整備なしでは、私は町の発展はないのかなと思うぐらい、今、どこの町見ても、確かにきれいなところはないです。コンサート聴きに行くからって、あそこのちょっと有名なところの道路歩いても、こんなに草あるけれども、有名な歌手来るからみんな一生懸命ここ歩くんだなというのは分かるけれども、大郷町だと、やっぱり何の目標もなく、変な話、どこどこの通り道的な町にとられていると思うんですけれども、でも、それでもきれいな町並みというか、まちづくり、歩道に草がないとか、そういうのが町のイメージアップにも、何か大郷町って道路きれいだよねとか、そういうので、私何も別に立派なもの、建物は要らないんだけれども、そういうので、できることで、相手がない、やっぱり何かスーパーさんとか､いろいろ相手があって詰まっていることなんですけれども、取りあえず草を刈るということは相手があってないようなもので、お願いすればできることなので、そういったもので町のイメージアップを図

りながら、この事業に力を入れてほしいと思うんですけれども、町長の見解をお伺いします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。町長。

町長（石川良彦君）　町を愛する観点から御質問されているんだと思います。環境美化運動というか必要性は感じておりますし、過去に、昭和の時代からですが、結構大郷町はやってきております。今現在でも何行政区かの方々がボランティア組んで、花壇整備活動とか、除草作業も含んで、そういった整備もしていただいております。ただ、全町の中で、全部やるということで、なかなか難しい課題もあります。

その中で、先ほど答弁担当のほうからしておりますが、地区担当員制度というのは、うちの町で置いていますので、その中で各地域のそういう問題・課題ということを要望を承り、その中で、必ずしも全てではないんですが、緊急性の高いところ、危険性の高いところ、そういった部門を優先しながら順次そういった整備に対応しているつもりでございますが、まだまだ不足して、言われればそのとおりかもしれませんが、特に除草ということになると、昨今の気象状況を見ますと、今年なんかもう除草作業をやって１週間、10日後に見るとまた青々となっているという状況もありますので、なかなか難しいんですけれども、面積も広いしということで、その辺を道路愛護という形で地域の皆さんに、あるいは多面的機能の組織ある地域の方々においてはそういった環境整備もやっていただいているという状況にありますので、いずれにしても、町でもやる気はあるということで、現実に取り組んでおりますので、その辺を補う形で、地域の皆さんに御協力いただければ今よりももうちょっと他の町から入ってくる人にも大郷町きれいだなということで、評価いただけるものと思っておりますので、町でもできる限り、特にシルバー人材センターの皆さんには、本当に今年もそうですが、結構夏の期間なんか猛暑で体調管理にも注意しながらですが、一生懸命対応していただいております。これからも、町でも可能な限りやっていきたいと思っておりますので、もし緊急度、危険性のあるところあったら、議員の皆さんも担当のほうに直接要望を入れていただければと思います。取りあえず可能な限り努力をさせていただきたいと思います。

議長（石垣正博君）　鈴木恵子議員。

７番（鈴木恵子君）　では、最後に、この件で、支倉まつりのとき、あそこの道路、ぜひともきれいな、草とかいろいろきれいにしてもらって、もう見えるところだけでいいので、ウエルカムも全部とは言いませんので、

来ていただける方にウエルカムのあれを出すように、みんなで、私も鈴木さんそこ刈れと言ったら行きますので、言ってください。

じゃ、環境整備については終わります。

学校給食無償化の公平性についてお伺いします。

（１）は、その１名の方は弁当持参で対応ということでよろしいんですか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（遠藤歩未君）　お答えいたします。

この方につきましては、長期欠席となっておりますので、自宅で食事を取っていると思われます。

以上です。

議長（石垣正博君）　鈴木恵子議員。

７番（鈴木恵子君）　たられば になるんですけれども、給食を停止する際の届出の書類とかの書式などはあるんでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（遠藤歩未君）　お答えします。

町のほうで用意しておりまして、年度初め、年度末、３月、４月のほうに学校のほうに通知させていただきまして、給食の停止届のほうを提出いただいております。

議長（石垣正博君）　鈴木恵子議員。

７番（鈴木恵子君）　アレルギーのお子さんも今年度はいらっしゃらないということなんですけれども、今後、そういった方の対応は、やっぱり町では給食作りはしないという対応になるんでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（遠藤歩未君）　アレルギーつきましても、一部喫食といいまして一部分食べているお子さんも34名ほどいらっしゃいます。ですが、町の給食センターの設備、今の現状の設備としては、アレルギーの対策を取っておりませんので、対応、今現状していない状況にあります。

以上です。

議長（石垣正博君）　鈴木恵子議員。

７番（鈴木恵子君）　でも、34人もいらっしゃるんですね。

次に、（２）なんですけれども、これ中学校とかになると私立に行ったりとか、仙台、古川に行ったり、町外の学校へ進学した生徒さんへの対応は、来年度からはどうなるんでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（遠藤歩未君）　そちらのほうにつきましても、現在制度設計のほうを進めておりまして、他の市町村でも、７市町村ほど区域外の方についても給食費の助成を行っておりますので、検討してまいりたいと考えております。

議長（石垣正博君）　鈴木恵子議員。

７番（鈴木恵子君）　これは一律5,200円ですか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（遠藤歩未君）　お答えいたします。

5,200円というものは国からの交付金になりまして、町から今支給を考えておりますのは、給食費実費相当額と考えております。

議長（石垣正博君）　鈴木恵子議員。

７番（鈴木恵子君）　ちなみに、幾らになるんでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（遠藤歩未君）　年間で算定いたしますと６万円ほどの予定となっております。

議長（石垣正博君）　鈴木恵子議員。

７番（鈴木恵子君）　６万円ということは、月5,000円ということですね。これもし支給しますよと決まった場合は、どういった支給の形になるんでしょうか。まだ、制度決まっていないから分からないですか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（遠藤歩未君）　お答えいたします。

現在制度設計中ではありますが、他の自治体では、年度末に実績に応じて１回とか、あと前期・後期と１年を２つに分けて支払っている状況もありますので、町としてもこれから考えていきたいと考えております。

議長（石垣正博君）　鈴木恵子議員。

７番（鈴木恵子君）　もし、国の交付金が、なくなることはないと思うんですけれども、なくなった場合でも、公平性を図るため、給食費相当額の支援はずっと続けていくというお考えなんでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（遠藤歩未君）　お答えいたします。

現在町のほうでは平成30年度から給食費無償化というものを行っておりますので、公平性の観点から、給食費の補助金については継続的に実施していきたいと考えております。

議長（石垣正博君）　鈴木恵子議員。

７番（鈴木恵子君）　それは町の予算からの支出になるということでいいんで

すね。分かりました。

では、ちょっと今度（３）番に行きます。

ケアハウス、衛生管理が必要だということで、これやっぱりかなり難しいんでしょうか、何か準備するのには。

議長（石垣正博君）　答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（遠藤歩未君）　お答えいたします。

学校給食の衛生管理基準に基づきまして、ケアハウスのほうに配膳室の整備だったり、あと手洗いの整備だったりというものが必要になってきます。

以上です。

議長（石垣正博君）　鈴木恵子議員。

７番（鈴木恵子君）　では、100万、1,000万単位で、これをやるとなるとお金がかかるということですよね。分かりました。

でも、それで、補助金というか、その相当額対象になると、ケアハウスに通っているお子さんが、それはもうないから給食は絶対食べられないことになるんですけれども、大郷町ってよくテレビや新聞に取り上げられますけれども、有名な給食の町だと思うんですね。地場産品の牛肉使った牛丼とか、私も頂きましたけれども、そういった特別メニューの時だけでも、そのお子さんに食べていただくような、別室、どこか、あまりみんなと触れ合えないところに行って食べるとか､そういった取組、私子供が小さいとき、学年の行事で何かしましょうとなったとき、私といえば食べることだったんだね、やっぱり当時から。じゃ、子供と一緒に給食食べたいですと言ったら、学校の担任の先生が給食のほうに連絡してくれて、父兄の分の給食１食、あの頃で幾らだったかちょっと忘れたんですけれども、準備していただいた経緯があります。そういった特別メニューのときだけでも、そういったふだん給食食べていないお子さんに私はぜひとも大郷町の味を味わっていただいきたいとちょっと思うようになりまして、ぜひとも何かこういった配慮というのを、教育長、していただけないんですか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。教育長。

教育長（関　一男君）　議員のお話よく分かります。実は、昨年度になりますが、ケアハウスを利用していたお子さんで、中学３年生のお子さんを中心だったんですが、そういう給食を食べたいということで、教室のほうには行けなかったんですけれども、校長室で、校長先生と一緒に給食を食べたと、そういうようなことも実際ございました。やっぱり今お話し

のように、大郷の給食おいしいと、ほかの市町村からおいでになった先生方にも感想をもらう、そういう給食ですので、機会があれば、そういった、なかなか学校のほうに足を運べないようなお子さん方にも、ぜひそういった給食を提供したいと思います。

その際には、給食、教室のほうでなかなか難しいという場合には、今小学校のほうでは「ほっとるうむ」というお部屋がありまして、そこで食べるということも可能でありますし、さっきお話ししたように、校長室をお借りして一緒に食べるとか、そういったことも想定されると思いますので、あと学校のほうとも相談しながら、そういう機会を設けるように努めてまいりたいというふうに思います。

議長（石垣正博君）　鈴木恵子議員。

７番（鈴木恵子君）　私的にも、給食費相当額の支援を受けてしまうと、幾ら食べたくても、今度は給食あなたの分はないですよねという扱いになるんですけれども、そういった場合は日割りみたいなので、御父兄に、何というんですか、御理解いただいて、そういった取組、教育長、やっぱり可能ですね。

議長（石垣正博君）　答弁願います。教育長。

教育長（関　一男君）　それは制度的に可能になると思います。可能だと思います。ただ、恐らくただでということにはならないと思いますので、その場合には１食分の食費は頂くという形になろうかと思います。

議長（石垣正博君）　鈴木恵子議員。

７番（鈴木恵子君）　じゃ、安心しました。給食の味を覚えないでね、覚えないというか味わわないで中学校を卒業していくとかというのもかわいそうだと思いますので、ぜひともこういったところは細かく配慮していただいて、みんなにおいしい給食を味わっていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

議長（石垣正博君）　これで鈴木恵子議員の一般質問を終わります。

次に、10番熱海文義議員。

10番（熱海文義君）　熱海でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の大綱３つのうち２つは、全然町長が１年経っても何の、何というの、議会に対する報告も何もないしどうなってんのかなというので、一般質問をさせていただきます。それから２点目は、去年の12月の定例会で、私のほうでかわまちづくりについても質問させていただいて答弁もらっているんですが、検討というのが多かったんですね。それも全然

報告がないんですよね、議会に対して。どうなってんのかなと、その検討した結果を聞きたいと思います。大綱３つ目については、町長の公約なんですけれども、私の前に２人ほど質問しているんですけれども、私なりの質問をしたいと思います。

まず、大綱１点目、旧櫻井邸の活用方法はということで、旧櫻井邸、これまで何の変化もございません。私が考えられるのは、１つは、母屋と作業場、もう全部解体をして、その用地を住宅用地として造成して分譲したほうがいいのかなと、１つの考えです。それから、２つ目は、公費を使ってリフォームして、きれいにした状態で貸すか、売るかだと思うんです。３つ目は、今の状況で借りたい人がいるんだったら、貸してリフォームしてもらう。じゃなかったら、その状況で買ってもらう。

こういうふうな考えがあるんですけれども、ほかにもいろいろ考えあると思うんですけれども、私の考えではその３点あったので、もっと考えがあれば、町長の考えを一番聞きたいです、まず。

それから、大綱２番目のかわまちづくり事業についてですけれども、これ今言ったように、定例会で質問したときの三角地帯、レジリエンスベースの活用方法ということで、何か土砂を持ってきて堤防の高さぐらいまでして、その上に物を建てるような話だったんですけれども、その話もどうなっているのか、報告がないということなので、お願いします。

（２）番の河川敷のことに関しても、前回質問しているんですが、その後どのような変更があったのかも報告がないので、お願いします。

それから、経費とか、調査とか、設計やった段階で報告ということだったんですけれども、それもないので、その辺もお願いしたいと思います。

それから、大綱３つ目、スーパーマーケットの誘致についてですけれども、どのように進んでいるのかです。

（２）番は、移動販売、買物弱者というと、本当に山の奥というか、沢というか、なかなか買物できない人たちもいるんですね。そういう人たちのためには大変有効だと思っているんです。これもスーパーマーケットとどのように進んでいるのか、その辺をお聞きします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。町長。

町長（石川良彦君）　熱海文義議員の大綱１つ目、旧櫻井邸の利用活用の御質問に答弁をさせていただきます。

旧櫻井家住宅につきましては、寄贈から一定の期間が経過しております。これまで十分な利活用に至らなかったことについては、町としても

重く受けているところでございます。建物の老朽化、改修費用、活用主体の確保など、整理すべき課題が多くあります。結果として検討が長期化しておりましたが、このまま現状を看過するということは適切ではないと認識をしております。これまでも土砂流出というか、工事費も隣に迷惑かかるということで、そういった事業費も過去にありましたので、その辺も含めながら、これからの適切な対応をしていかなければならないのかなとも思っております。そのために、町として今年度中に今後の利活用の方向性を明確にすることを目標に現在検討を進めている段階でございます。

かわまちづくり事業についての御質問に答弁をさせていただきます。

（１）のレジリエンスベースの活用方法につきましては、災害時には地域住民の一時避難所としての活用をし、平時にはかわまちエリアを訪れた方々に御利用いただける交流拠点施設及び駐車場としての活用を考えております。国と今後調整を進めてまいりたいと思います。

（２）の河川敷の活用方法及び（３）の経費につきましては、関連がございますので、一括しての答弁をさせていただきます。

本事業における河川敷の活用方法やそれに伴う経費につきましては、これまで実施をいたしましたアンケート調査を分析をし、計画に反映する作業を行っております。取りまとめ結果については、かわまちづくり事業に関する調査特別委員会において御報告させていただく準備を進めております。議会のほうで委員会開催ということになれば、いつでもお答えしていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、大綱３つ目のスーパーマーケット誘致についての御質問に答弁をさせていただきます。

（１）のスーパーマーケットの誘致につきましては、赤間議員への答弁と重複いたしますので、割愛をさせていただきたいと思います。

（２）番目の移動販売については、買物弱者にとって有効な手段であるということについては、同じ認識でございます。

移動販売車の導入の進捗状況につきましては、佐々木和夫議員の答弁と重複いたしますので、１回目の答弁としては割愛をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（石垣正博君）　それではここで、昼食のため休憩といたします。再開は午後１時15分といたします。

午　前　１１時５８分　　休　憩

午　後　　１時１５分　　開　議

議長（石垣正博君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

熱海文義議員。

10番（熱海文義君）　午前中に引き続きよろしくお願いします。

まず、再質に移りたいと思います。櫻井邸の活用方法についてです。

これまであそこを原と一緒に町で買った段階から、そういう櫻井邸の問題があって、いろんな方法、意見あったと思うんです。例えば民間に売って古民家のカフェを募るとか、いろんな方法あったと思うんです。これまでに、そういう民間に対する募集なんていうのはやってきたんですか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉　昭君）　お答えいたします。

過去にも様々な業種の方などに相談をしまして、先ほど議員がおっしゃったようなカフェでありますとか、そういったペットホテル、そういった計画もある程度のところまでは行ったんですけれども、やっぱりやはりということで、全て御破算になった経緯がございます。

議長（石垣正博君）　熱海文義議員。

10番（熱海文義君）　民間の人が、今の状況であの建物を見たときには、やっぱり幾らかかるか分からないですよね。昨日も今日も言っていますけれども、資材高騰なり人件費の高騰ということで、例えばリフォームで金かけて利益出るかといったら、なかなか厳しいんじゃないかなと思うんです。だからこそ、まず私の提言としては、借りる人いない、買いたい人いないんだったら、もう解体するしかないのかなと。私が言いたいのは、町長が今の段階でどのように考えているのかお聞きしたいんです。

議長（石垣正博君）　答弁願います。町長。

町長（石川良彦君）　まずもって今年度中を目指して答えを出していると。これまで長年放置してきた案件でございます。議員から解体とかという提言、提案いただいておりますが、そういったことも含んで、あるいはその後の活用方法、そこまで視野に入れてやっぱりいかないと、なかなか答え出せないのかなと思っています。

あと、借りるというか譲られる段階で、譲渡される段階での条件もあります。地権者というか元所有者との町との何か約束、取り交わしありますので、交流施設とか、そういったものに使うとかという約束事もあるんで、その辺も含め、元所有者に対しても理解を得られる内容で答えを出していかなきゃないということのちょっと難しさもありますので、

若干時間かかりますけれども、今年度中には方向性を示していきたいと考えています。

議長（石垣正博君）　熱海文義議員。

10番（熱海文義君）　例えば今年度中というんであれば、３月いっぱいということになると思うんですけれども、当初予算にはまず出てこないと。そうすると６月、９月の定例会に方向性見いだしていくんだろうと思いますけれども、いや、今の段階で、ある程度こういう形にしていきたいという町長の強い気持ちなかったら進んでいかないんじゃないのかなと思うんだけれども、その辺どうですか、町長。

議長（石垣正博君）　答弁願います。町長。

町長（石川良彦君）　先ほどお話ししたとおり、いろいろ制約もあります。その中で進めるんで、まずもってそちらからの御意向も聞かないとなかなかできない。これまでの経緯については、先ほど担当課長お話ししたとおりで、いろいろ募集というか、こういう企業さんというか、どこか使っていただけるところがないかとか、そういったことは町のほうから声がけというか、アクション、公募という形でもやってきておりますが、それが実現できてこなかったということでありますので、今後放置していけば、ますます建物自体も、壊れるまではいかないかもしれないけれども、老朽化が進んでいくということでございますので、あと御案内のとおり、あそこ全体の敷地の中、建物のみならず、敷地全体の活用の仕方、あるいは経費的なものも当然含まれると思います。将来の使い方について、今ここで明言できませんけれども、その辺で勘弁していただきたいと思います。いずれにしろ、その辺の方向性決まり次第、皆さんのほうにお示しをして進めていきたいと考えております。

議長（石垣正博君）　熱海文義議員。

10番（熱海文義君）　町で今管理しているわけなんですけれども、それでは、家の前の庭、すごい立派な木なんかもあるんですけれども、あの辺今町で管理していると思うんですけれども、幾らぐらい毎年かかっていますか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉　昭君）　昨年度、７年度の実績でございますが、草刈りの業務で４万9,000円、そのほかに排水施設の整備工事で389万6,200円がかかってございます。

議長（石垣正博君）　熱海文義議員。

10番（熱海文義君）　排水に関しては隣近所ということもあるので、そこの家

のだけではないと思うんで、それは仕方ないと思うんだけれども、庭の管理だって、本町の場合、縁の郷なり、それからふれあい農園なり、町に収入が入らないようなところにもう税金をどんどん投入しているわけですよね。だから、なおさら少しでもいいから、櫻井邸をこういうふうにしたいというのを決めで、なるべく早く方向性決めてほしいと思うんです。今日からというわけではないですけれども、３月いっぱいまでと、あまり時間かけないで、制約があるというんだったら、その御意向も考えながら、ぜひ早めに方向性を決めてほしいと思うんですけれども、その辺は町長から随分もらったんだけれども、課長、どう考えますか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（千葉　昭君）　まず、公共施設でありますとか、あと民間との連携による活用ができれば、これにこしたことはないなというふうには思ってございます。ただ、やはり費用対効果であったり、活用実態の有無などから､その実現が無理だという判断がなされたのであれば、解体や撤去を含め、総合的、現実的に判断をしてまいりたいというふうに思ってございます。

議長（石垣正博君）　熱海文義議員。

10番（熱海文義君）　ぜひ、早めにお願いしたいと思います。

それから、大綱２番のかわまちづくりについてのレジリエンスベースの活用方法ということで、一時避難所なりということで、かわまちエリアの駐車場とかいろいろ答弁もらったんですけれども、今の状況で、このレジリエンスベース、ちょっと三角地帯にしてほしいんだけれども、三角地帯って基本は砂をかさ上げしていって下の地盤を調査するということを前に説明受けたんですけれども、12月の定例会のときにもそういう説明があったんですけれども、今の段階で全然進んでいないように思うんです、砂も上がっていないし。こいつどういうことなんですかね。

議長（石垣正博君）　答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（櫛濱　学君）　お答えいたします。

三角地帯の部分の地質調査のほうは、もう既に昨年度調査特別委員会で現地を見ていただいた時点でもう既に完了しておりまして､その上で、盛土の進めるスピードの調整が完了しておりまして、結果的に令和12年まで盛土に時間がかかるというところまで出ております。

今現状といたしましては、国のほうで今ちょうど粕川の対岸のところの河道掘削が今これから入っていくというようなお話を聞いておりますが、そこから発生する土砂が順次三角地帯のほうに運ばれて盛土のほう

が進められるというふうに聞いております。

議長（石垣正博君）　熱海文義議員。

10番（熱海文義君）　12年まで順次ということは、完了するのが12年ということでいいですか。盛土のほうだけが12年で終わるということでいいんですか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（櫛濱　学君）　議員おっしゃるとおり、盛土の完了が12年、その後に交流拠点施設や駐車場整備のほうが、その後に入る計画となっております。

議長（石垣正博君）　熱海文義議員。

10番（熱海文義君）　今課長から答弁あって、交流施設ということなんだけれども、その辺の方向性はもう決まっているんですか。盛土終わった後に交流施設って、箱物をそこに建てるということで、どうなんですか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（櫛濱　学君）　今の計画登録されておりますかわまちづくり計画の中では、交流拠点施設を建設するということになっております。ただ、これから河川敷の先行整備２ヘクタールとかを進めていきますが、その中でモニタリングをしながら、三角地帯のところに本当に交流拠点施設が必要なのかとかというのを見定めながら、交流拠点施設の必要性についても今後検討していきたいというふうに考えているところでございます。

議長（石垣正博君）　熱海文義議員。

10番（熱海文義君）　まだ検討中ということなんですね。やっぱり河川敷の施設を造るのに、そこに来た人たちの交流する場所という考えだと思うんですけれども、その河川敷の在り方が、私は、今度かわまちづくりの特別委員会で説明あると思うんですけれども、どうしてもパークゴルフ場というのは、私は納得できないです。まず、７月の段階で、大雨降ったときってどういう状況だか確認していますか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（櫛濱　学君）　お答えいたします。

今年に入りまして、６月と７月に河川敷のほう水上がっております。私は、６月のときに河川敷のほうを確認させていただいておりまして、結論から言いますと、水が引くのに２日ほどかかっておりまして、ところどころ水たまりは残るものの、土砂ですとか、草ですとか、あとごみですね、そういうのは特に確認されておりませんでしたので、今の形の

平たんな形であれば、あれぐらいの規模の洪水であれば、施設利用としては問題なく使用できるのかなというふうには考えております。

議長（石垣正博君）　熱海文義議員。

10番（熱海文義君）　キャンプ場とかそういうんだったら、まだ考えられると思うんです。前回も、前に言ったこともあるんですけれども、昔あそこ野球場あって、水が上がるからといって野球場をやめたんだから、そういう経緯があるのね。野球場だって平らですよね。パークゴルフ場、全部平らというゴルフ場ないですよね。ですよね。そうすると、山になったり谷になったりするわけですよ。そうすると、谷になっている部分に水残るのは当たり前ですよね。そういうのを考えたときに、私の中では、そこには土砂は堆積するわけですよ。そうすると、撤去しなきゃない、水上がったら。そうすると、そこの管理費にまたお金かかっていくわけですよ。そこを考えたときに、河川敷ってもう一回再考してもらいたいなと思うんだけれども、どうですか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（櫛濱　学君）　後日開催されます調査特別委員会で詳細を御説明させていただくつもりでございますが、今議員御心配されるパークゴルフ場につきましては、今回の整備から取りやめする方向で、８月24日に開催されましたかわまちづくり協議会の中で審議を諮りまして決定させていただいております。

　取りやめになった理由に関しましては、先ほど議員が御心配されたとおり、パークゴルフ場の起伏が維持管理のほうに大きな負担を与えるですとか、あと整備とか維持管理費のほうにも結構お金がかかる。あとまた、近隣の施設で約20キロ圏内に大きめのパークゴルフが６ホールありますので、パークゴルフの機能といたしましては、そちらの近隣のパークゴルフにお任せして、大郷のかわまちエリアではパークゴルフは取りやめするということで、協議し、決定しております。

議長（石垣正博君）　熱海文義議員。

10番（熱海文義君）　今ちょっと初めて聞いてびっくりしているんですけれども、じゃ、そいつを取りやめたその敷地というのはどのように、かわまちづくりの特別委員会で話あると思うんですけれども、言える範囲でいいんで、何か考えているものがあるんですか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（櫛濱　学君）　今のところアンケート調査の結果では、イベント広場が欲しいというような御意見もありますので、イベントができる

多目的広場、あとドッグランですね、犬の需要も高いという話もございますので、ドッグランの整備をしたいなというふうに考えております。

議長（石垣正博君）　熱海文義議員。

10番（熱海文義君）　今回のこの質問について、もう見本になるような町あるじゃないですか。それこそ地域整備課の課長なんかよく分かっているとおり、見本になるところありますよね。同じような状況になって、水が上がったところって､調査とか聞き込みみたいなことってやりましたか。例えば、幾らぐらい時間かかって、費用も幾らかかったというか、その辺というのは調査しているんですか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（櫛濱　学君）　お答えいたします。

今年に入りまして、河川敷で多目的グラウンドですとか、パークゴルフ場をやっている施設、15施設に関してアンケート調査を実施し、その中の４施設に実際現地に行ってヒアリング調査を行ってまいりました。

具体的に言いますと、大河原の千本パークゴルフのほうに視察させていただきましたけれども、こちらの施設に関しましては令和元年以降にできた施設でございまして、それ以降ちょっと河川敷に水が乗るようなことはない、なかったというところで、浸水した後のリスクですとか費用というのはちょっと確認は取れなかったんですけれども、通常の年間の維持管理費ですとか、仮に増水したときにどういう対応をしなければいけないのかというようなところまでは確認させていただいて参考にさせていただいております。

あと４か所は、広瀬川の、ちょっとお待ちください。ごめんなさい。まず阿武隈川の阿武隈川運動場、あと広瀬川にあります宮沢緑地、中河原緑地というところと、あと鳴瀬川にあります、すみません、字がちっちゃくて、すみません。鳴瀬川にあります中新田緑地、こちらのところに現地のほうを確認させていただいております。

議長（石垣正博君）　熱海文義議員。

10番（熱海文義君）　いや、私が言いたいのは、地域整備課の課長よく分かっていると思うけれども、私の言いたいのは30センチ上がったところあるでしょうと。そこを掃除して使えるようになったかどうかも分からないんだけれども、そういうところあるよね、熊本さ。あそこどうなったのと聞きたいんですよ。

議長（石垣正博君）　答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（櫛濱　学君）　それは視察をするという件でよろしいんですか

ね。

議長（石垣正博君）　熱海文義議員。

10番（熱海文義君）　視察でなくて、電話でもいいから、例えば、国の交付金このっけで、実際はこのぐらいかかりましたよとか、そういう調査ってしましたかと聞いているんですよ。多分交付金ってないと思うの。町で全部やんないといけないということを我々は聞いていたので、そいつどうなったのかなと聞きたいんです。

議長（石垣正博君）　答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（櫛濱　学君）　お答えいたします。

　災害復旧で対応するというところまでは聞いておりましたが、ちょっとその後、詳細に関しましては地震等もございましてなかなか連絡が取れる状況でもなかったものですから、それ以降の確認は取れていない状況でございます。

議長（石垣正博君）　熱海文義議員。

10番（熱海文義君）　我々、はっきり言うと甲佐町ですわ。そこに行ったときに、３年に１回ぐらいは上がることはあるでしょうと。だけれども、上流のほうで水位調整すっから大したことないよと。もし水上がったら、それは覚悟の上でその施設を造ったんだという話を聞いてきたんですよね。ところが、そのレベルじゃなかったんだよね、実際熊本豪雨のときは。もう土砂が30センチ以上上がって、もう何も施設も使えない状況で、そいつを今度清掃したり使えるようにするまで、私はずっと心配していたんです。でも、そのとき調査していたかなと思ったんですよ。我々も、特別委員会で、もし、常任委員会でもいいんだけれども、行けるんだったら行きたいなと思ったけれども、受入れできないということだったので､その後町として調べてもらったのかなと思ったから質問したんです。だから、今、今日もそうなんですけれども、もう地球規模で異常気象ですよね。もう台風の状況なり読めないわけですよ。今日なんかは、沖縄のところでぐるぐる回っている台風ですよね。北上することもなく、あまりそういう台風もない。今週ずっとどこかで線状降水帯できているんです。読めないわけですよね。本町だって１回、もう堤防決壊するぐらい雨降っているところで、わざわざ河川敷に施設を造るってどうなのかなと疑問に思っているんですよ。だから、水が上がることを前提としてやれる施設を考えてほしいと思うんだけれども、町長、どうですか、私の考え。だって水上がるんだよ。間違いなく上がる。ここさ施設造るってどういうことなのかなと、私はうんと不思議に思うんですが、町長の

考えをお聞かせください。

議長（石垣正博君）　答弁願います。町長。

町長（石川良彦君）　施設というか、工作物は、恐らく吉田川については認められないと思います、国直轄ということで。大河原の場合は、四、五年に１回の冠水頻度ということで、工作物というか、パークゴルフ場のゴールのあたり、若干だけかさ上げしている状況。あと、川にボールが入んないようにということのフェンスも何とか許可下りて、特別ということという許可下りたようであります。ただ、それも、大水来ると倒れるような仕組みのやつなんですけれども、吉田川についてどこまで認められるかちょっと分かりません。いずれにしても、ドッグランとかキャンプ場とかという今お話というか検討している段階なんですが、ワーキンググループとか、あるいは協議会のほうからの意見も踏まえながら、その中で、恐らく固定した工作物というのは、ある程度制約されると思います。その辺の難しさもありますので、それを踏まえながら事業計画というか推進していかなければならないんだとは思っております。

あと、先ほどのレジリエンスベースなんかでも置いても、あそこは御案内のとおり、地盤があのとおりで、地質調査後の、それで四、五年かさ上げまでかかるということで､大きくは３段階に分けて工事しないと、周りに大体影響していくと、人家あるんで、それでそういう年数がかかるということであります。

ただ、河川敷については、そこ完成する手前でも、要は先ほどお話しした多目的グラウンド等については使えるような形、全て計画どおりとはいかないかもしれませんが、あとはこの間も若干利用させていただきました､「ミズベで乾杯」で、そういった形で使えるところは使っていってということ、あるいはそういった使い方して、まず利用者の方々の評価も得ながら、あるいは町民の方々の考え、御意見も伺いながら事業を進めていくということになると思います。

レジリエンスベースの５年の手前に、河川敷のほうについて、多目的グラウンドを含んで、できる可能性あるところからやっていければなと思っているのが現段階の状況でございますので、御理解のほどよろしくお願いします。

議長（石垣正博君）　熱海文義議員。

10番（熱海文義君）　もっと聞きたいことはあるんですけれども、まず特別委員会で、課長の説明を受けた中で質問したいなと思います。

次に、大綱３つ目で、スーパーマーケットの誘致、町長の答弁はその

とおり、そのとおりというか、こう述べるしかないと思うんですけれども、スーパーの今複数と相談しているということなんですけれども、会社名は出さなくても、大体規模的にどのぐらいのスーパーとお話しているんですかね。例えば元気屋ぐらいとか、トライアルぐらいとか、デイリーポートぐらいとか、例えはあるっちゃね。その辺、どのぐらいの規模の会社なんですか。それともイオンタウンぐらいの。

議長（石垣正博君）　答弁願います。町長。

町長（石川良彦君）　議員が今挙げた店というか、いろいろな業者あります。それも含んでというか、イオンタウンまでということになると、御案内のとおり、町内でそういったスペースを改めて確保して事業推進するということになるとなかなかというか、かなりかなりハードルは高いと思います。ではなくて、もう少し小さめのというか、どの規模というか、これから今詰めている段階なので、どの規模でいけるか。元気屋さんの規模とかというのは、町民の皆さんは恐らく期待されているんだと思いますが、必ずしもそこまででなくても、最低限町民の人たちの生活、暮らし、安心感持てるような、担保できるような食品スーパーに進出いただければなと思っている。その規模感についても、事業者さんの採算性というのがまずもって、それがなければ継続してやっていけないということになると思いますので、その辺も含んで、あるいは町の支援も必要かと思っておりますので、これまで議会からも、あるいは町民の方々からも、町での相応の支援も、金額的なことを含んで必要なんではないかということを言われておりますので、その辺も考慮しながらと言いながらも、なるべく支出の少ない形でやれればなと思っている段階でございます。

議長（石垣正博君）　熱海文義議員。

10番（熱海文義君）　スーパーなんですけれども、町民困っているのって、野菜は道の駅でまだ買えますよね。一番困っているのは魚だと思うんです。肉は多少売っているところあるんで、この魚と肉をメイン、メインまではいかないけれども、間違いなくそこで販売できるようなスーパーなんですよね。

議長（石垣正博君）　答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋　優君）　お答えいたします。

今、交渉しているスーパー、企業さんとしては、３社ではなくて１社ということになっております。そちらですが、県内でも恐らく二十、三十店舗以上展開しているようなスーパーさんということになっています。

そこでは、当然ながら魚のほうも十分取り扱って、ほかの物についてもしっかり取り扱っているという中で、本町のほうで展開する際に、どの程度の規模になるかというところは、今交渉、交渉というか協議しているというようなところではございますが、間違いなく本町のほうで必要としているというところは議員がおっしゃるとおりでございますので、その点のお話もさせていただきながら今協議しているというような状況でございます。

議長（石垣正博君）　熱海文義議員。

10番（熱海文義君）　実際、よく私が耳にするのは、いざ集会、急に集会なんかあったときに、食事会みたいなのがあって、そこで刺身が食べたいとなったときに、買うところがないと。近くにないというのが、いろいろ言われるんです。いや、刺身食いたいけれども、ない。田中議員のほうでは冷凍の魚も出たんですけれども、冷凍もいいんですけれども、やっぱり刺身ってなかなかないもんだから、その辺できるようなスーパーだったらなと思っているんで、その辺の刺身の魚なんかも大丈夫なんですよね。交渉次第と言っていたけれども、交渉すると大丈夫なんですかね。ちょっとはどういう感じのスーパーだか分からない。

議長（石垣正博君）　答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋　優君）　お答えいたします。

何とおっしゃっていいかというところはありますけれども、そちらのスーパーさんについては、ほかの本町以外のところでのスーパー展開しているところでは、当然刺身も扱っているというような状況はございますので、そういった意味では、本町のほうからそういった需要があるんだと。ほかにはないのでぜひお願いしたいというようなお話をすれば、ある程度対応はいただけるのではないかなと思ってございます。

議長（石垣正博君）　熱海文義議員。

10番（熱海文義君）　そうすると、まだそこまでは詰めていないということなんですね。

あと、（２）番に行きますけれども、移動販売車と一緒にスーパーはやれるような交渉なんかもしているんですか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋　優君）　お答えいたします。

移動販売車でございますが、当然町のほうでも、やはり車、足がない高齢者の方がたくさんいらっしゃっているということで、そういった課題もあるということでお話のほうをさせていただいた中で、ぜひ移動販

売車の対応といったところもお願いしたいというようなお話のほうはさせていただいております。ただ、そのスーパーさんが移動販売車を出して回ってというような形を取れるかどうかというところは、まだそこまでは詰めていないというところがございますし、移動販売の物については、御提供はできるけれども、そこから先の部分については、移動販売をしていただけるようなところにお願いするというような形もあるというようなお話もありましたので、そちらについては今後詰めていければと思ってございます。

議長（石垣正博君）　熱海文義議員。

10番（熱海文義君）　いや、昨日のほら、赤間議員の答弁でもあったとおり、町長、第４コーナーまで行っているということだから、もうほとんど大体詰めた状況で話進んでいるのかなと思ったので、移動販売のほうも、もう話詰めてやるという方向で進んでいるのかなと思ったんだけれども、まだそこまではいっていないんですね。

議長（石垣正博君）　答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（高橋　優君）　移動販売までやるというところでの確定のお話というところまではいっていないと。ただ、必要としているというところで、その対応もできるというようなお話はいただいているというところでございます。

議長（石垣正博君）　熱海文義議員。

10番（熱海文義君）　例えば、もしだよ、もしという言い方もちょっと議会ではあいつだけれども、スーパーのほうで採算取れなくて移動販売しないとなったときに、じゃそのスーパーはやめて受入れできるスーパーに移るということはないですよね。そのまま今の状況で話詰めていくという感じでよろしいんでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。町長。

町長（石川良彦君）　御心配ありがとうございます。

　担当課で言ったとおり、移動販売に対する商品提供、商品出せるといういうことでありますので、その事業者については、ただ移動販売そのものを車用意して、人件費かけて、そのスーパーさん、事業者さんがやるかとなると、そこはまた難しいところがありますよという、その事業そのものに協力はできるということは確約をもらっています。そこで採算、民間で取れないという御心配もあります。そうするとなくなるんじゃないかという懸念、恐らくしているんだと思いますけれども、その辺については、前にも私お話ししたことありますが、例えば商品を提供し

ていただければ、生鮮食品、野菜等、あるいは雑貨、総菜含んで、そういったものについて、移動販売について、例えばうちの町であれば、シルバー人材センターとか、そういったところにお願いをして、それで安否確認含んでやっていただく。民間事業者だと御案内のとおり、とくし丸とかあちこちのスーパーと契約してやっている事業者ありますが、そういった事業者に委託するということも一つの方法かと思いますが、その辺の委託先については、事業者さんがしっかり決定する方向にいった場合に、移動販売についての方向性を考えたいと思いますし、あるいは事業者さんが町内で事業開始、操業開始できるまでの間については、移動販売だけ先行でやれるということも、当然こちらで計算して今計画しているということでございますので、御理解ください。

議長（石垣正博君）　熱海文義議員。

10番（熱海文義君）　私が言いたかったのは、今回会派で研修してきた、山形県小国町というところに行ってきたんですけれども、そこでも移動販売ってやっているんですよ。それが、山形県でそこだけが包括連携協定というのを生協と結んで、山形市内から小国まで移動販売してもらっているんですよ。生協では採算取れなくてもいいと。山形市内の生協で利益出ればいいということで、小国に来て移動販売しているんですよ。今町長だってそういう生協さんとつながり私はあると思っているので、もう先行して、移動販売は移動販売、スーパーはスーパーと分けて考えても私はいいんじゃないかなと思っているんです、もしやれるんであれば。ただ、そういう実績がある町があるので、そこも参考にしながら進めていったらいいんじゃないですかと思っているんですけれども、いかがでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。町長。

町長（石川良彦君）　今お話しされた小国町のことを存じております。あと、そのほかにも、全国各地でやってある。私頭にあるのが、そのほかに２か所持っています、実例を。そこを参考にしながら、今言った方法もありです。事業者、商品提供する事業者が別々ということもありだとは思います。それをやっていただく事業者も、その食品を提供する事業者、あるいは別の事業者、業者がやるという方法もあるので、その辺については、まずもって町内に進出していただけるという確約をいただいた企業さんを当然最優先にして考えていきたいということでございますので、その辺含んで検討しています。よろしくお願いします。

議長（石垣正博君）　熱海文義議員。

10番（熱海文義君）　私の言いたいことは終わりましたんで、町長、議員だった頃からもう日本全国を回ってきて、いろいろ研修してきたと思いますんで、その辺、我々より随分分かっていると思うんで、それを生かして、ぜひ進めていっていただきたいと思います。終わります。

議長（石垣正博君）　これで熱海文義議員の一般質問を終わります。

次に、４番鈴木利博議員。

４番（鈴木利博君）　通告順位８番、鈴木利博です。

通告に従いまして一般質問を行います。

まず、大綱１、デンワカードシステムの導入について。

大郷中学校にて、今年３月末で公衆電話が撤去され、生徒が自宅へ連絡する際に不都合が生じています。これを打開するために、公衆電話の代替として「デンワカードシステム」を導入することにより、生徒が利用しやすくなると考えます。前向きに導入されてみてはいかがでしょうか。

続きまして、大綱２、町長選挙公約について。

選挙公約の中から以下の２点について、進捗状況及び具体的な達成時期について伺います。

（１）学習塾の進捗状況及び具体的な時期について伺います。

（２）スーパーマーケット誘致の進捗状況及び具体的な時期について伺います。

続きまして、大綱３、旧大松沢小学校体育館の雨漏り。

設計から施工と慎重に審議したものの、雨漏りが発生している現状について、設計及び施工において、雨漏りに対する保証並びに今後の体育館の具体的な修繕（建て替えも含む）について所見を伺います。

以上です。

議長（石垣正博君）　初めに、答弁願います。教育長。

教育長（関　一男君）　鈴木利博議員の大綱１つ目、デンワカードシステムの導入についての御質問に答弁をさせていただきます。

現在、大郷中学校におきましては、送迎の時刻変更や急を要する持参品の不足等による生徒からの自宅連絡に対し、職員室の固定電話を貸し出す運用を行っております。教職員の立会いの下で対応することで、状況を確実に把握し、保護者への適切な初期対応にもつながることから、現時点では必要な連絡手段を確保できているものと考えております。

以上でございます。

なお、大綱２につきましては、２つ目については、町長より答弁がご

ざいます。

議長（石垣正博君）　答弁願います。町長。

町長（石川良彦君）　大綱２つ目の町長選挙公約についての御質問に答弁をさせていただきます。

（１）の公営学習塾の開設につきましては、本年６月に実施をいたしました児童生徒及び保護者へのアンケート調査結果を踏まえ、具体的な制度設計を進めているところでございます。

また、試行的な取組といたしまして、８月のサマースクールに合わせて、中学３年生を対象とした高校進学夏期講習を実施をいたしました。

現在は、これらに加え、先進自治体の事例調査や必要な予算規模の内部検討を重ねております。開設時期につきましては、運営体制の整備、あるいは関係機関との協議を円滑に進めるため、令和９年度内の開始を目標としております。

本施策については、子供たちの未来を開く重要な教育支援でございますので、着実かつ迅速な事業化に努めてまいります。

なお、準備整えれば、できれば９年度じゃなくて８年度後半に受験に間に合うような何かでき得るんであればという今努力をしている最中でございますので、御理解願いたいと思います。

（２）番目のスーパーマーケット誘致の進捗状況と時期につきましては、これまでの答弁と重複いたしますので、割愛をさせていただきます。

なお、個別に議員からの再質問等賜れば、誠意を持ってお答えさせていただきます。よろしくお願いします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。教育長。

教育長（関　一男君）　次に、大綱の３つ目、旧大松沢小学校体育館の雨漏りの御質問に答弁をさせていただきます。

議員御指摘のとおり、本施設は、慎重に審議を重ね施工してまいりましたが、築46年が経過し、屋根や外壁等の機能が低下しており、雨漏り等のリスクが高まっている状況にございます。

昨年行いました応急修繕につきましては、安価かつ効果的とされる防水工法で修繕し、一定の効果がありましたが、屋根全体にさびや劣化などが見受けられる状況であり、修繕箇所以外からの漏水の可能性も否定できません。

一方で、保証につきましては、契約不適合の場合等の保証について定められており、受注者と慎重に協議をしてまいります。

本施設は、地域の皆様にとって重要な役割を果たす施設であり、修繕

を求める切実な御要望があることは十分認識いたしており、今後も、費用を抑えつつ、確実な防水効果が得られる修繕手法について、引き続き調査検討してまいります。

その結果、応急修繕では対応が困難であると判断される場合は、近隣施設への機能集約や解体を含めた検討も必要と考えております。各種計画等の整合性を考慮しながら総合的に判断を行ってまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（石垣正博君）　鈴木利博議員。

４番（鈴木利博君）　では、大綱１番のデンワカードシステムについて再質問を行います。

先ほどの答弁にありますとおり、今現在は教職員立会いの下で電話をしているのであまり問題はないんじゃないかという御回答なんですけれども、これは、この間の７月に同窓会の総会があった際に、ちょっとこれが話題に出まして、やはり生徒によっては、職員室から電話をかけやすい生徒もいれば、なかなか職員室に行きづらい生徒も実際いるわけですよね。そういうことを鑑みますと、その一部のいた方からは、公衆電話の必要性は大分訴えていましたので、ですから私も今回あえてここで一般質問にさせていただいたわけなんですね。その辺はどういうふうに考えていらっしゃいますか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（遠藤歩未君）　お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、やはりプライバシーに配慮した体制も必要かと考えておりまして、学校と協議を重ねている中で、廊下側、入り口から近いところの電話を利用するなど、やはりかけにくい生徒に対してはそういった対応もしていくということで、情報共有というか協議させていただいております。

議長（石垣正博君）　鈴木利博議員。

４番（鈴木利博君）　ということは、少し離れたプライバシーがある程度守られるようなところに要は固定電話、職員室の固定電話を置いてあって、そこから電話するという形になるんですか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（遠藤歩未君）　お答えいたします。

そういったことではございませんで、今現在ある電話の位置まで行ってはいただくんですけれども、生徒のほうに、できる限り廊下側、入り

口に近いところでの電話対応とさせていただいております。

議長（石垣正博君）　鈴木利博議員。

４番（鈴木利博君）　ここで、私今デンワカードというのをちょっと御提案させていただいたんですけれども、このデンワカードというのはネットか何かで課長、検索なんかされましたか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（遠藤歩未君）　お答えします。

　デンワカードについて確認させていただきまして、とてもいいシステムだなというのは感じております。ただ、４月から今先ほど答弁にあった運用の形態にしておりますので、少し今後も状況を見た中で、その中で保護者や、あと生徒のほうから要望があった際に検討していければと考えております。

議長（石垣正博君）　鈴木利博議員。

４番（鈴木利博君）　そうですね、やはりこの間の総会の中でも、公衆電話の必要性は大分訴えているというのを感じましたので、これは早い時期に保護者もしくは生徒へのアンケートを取るなりして、本当に必要なのかどうかということをもう一歩深く深く現状把握する必要があると思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（遠藤歩未君）　お答えします。

　学校側のほうに確認したところ、今現在使用している生徒につきましては、週に二、三人程度というお話で聞いております。なので、今学校のほうも、教育委員会のほうにも要望が入ってございませんので、できればこのままの運用形態で少し見守らせていただければなと考えております。

議長（石垣正博君）　鈴木利博議員。

４番（鈴木利博君）　そうですか。何か思ったより少ないんですか。でも、確かに職員室から電話をかけにくい生徒がいるのも多分事実だと思いますし、そういったところから要は不登校、ちょっと話がオーバーになるかもしれませんけれども、ちょっとささいなところから不登校への始まりというのも十分考えられると思いますので、その辺はやはりあまり軽視しないで、ある程度ちょっと深く考えていただいたほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（遠藤歩未君）　お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、やはりそういうことが不登校につながる可能性もあるとは思いますので、教職員とも話しながら、どういった対応が取れるか検討していきたいと考えております。

議長（石垣正博君）　鈴木利博議員。

４番（鈴木利博君）　ぜひ前向きに御検討していただいて、このデンワカード自体はそんなに高価なものではないと思いますんで、結構安易に設置は可能なのかなというふうにはちょっと拝見しておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

続きまして、大綱２に移りたいと思います。

学習塾なんですけれども、町長の選挙公約の中で、学習塾というのが出てきたわけなんですけれども、そもそも町長の学習塾という、公約に上げたときのその思いというのは、今改めてどういう思いで公約に出されたのかちょっと教えていただきたいと思います。

議長（石垣正博君）　答弁願います。町長。

町長（石川良彦君）　今現在も、というか大郷町の子供たちも学習塾に通っている方が結構おります。その中で、親御さんが送迎するとか、おじいさん、おばあさんもあり得るんですけれども、そういった形で大変な負担がかかっているのかなと。あるいは、それがかなわないような家庭状況、生活環境があることも事実であります。そういったことを踏まえて、そういう向学心というか、あるいは高校、大学についても、将来の自分の方向というか進む道を考えながら向学心を持っている方々に対する支援をしていければと。そして、公平にそういう学習の機会を与えられる環境が必要だということから、そしてさらには、そういった人たちが大郷町で立派に成長され、地域社会のために貢献できるような環境、礎になればという考えからの御提案で、ぜひ実施方向というか、実施していきたいという思いでございます。

議長（石垣正博君）　鈴木利博議員。

４番（鈴木利博君）　あと、この答弁の中に、保護者へのアンケート調査結果を踏まえというふうになっているんですけれども、この際のアンケートの調査結果で、学習塾の必要性というのはどのように感じていらっしゃいますか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（遠藤歩未君）　お答えいたします。

アンケート調査につきましては、６月下旬に実施させていただきまして、大郷小学校の５・６年生、あと中学校の全生徒、またあと保護者の

ほうにもアンケート調査のほうを行っております。

今調査結果のほうをまとめている最中ではございますが、小学生につきましては、おおむね授業内容のほうは理解できているものの、学校以外での学習習慣の定着にちょっと大きな課題を抱えているような傾向が見られるアンケート調査結果がございました。

また、中学生につきましては、成績を上げたいが、なかなか勉強のやり方が分からないというアンケート調査が出ました。

また、保護者につきましては、算数や英語、数学の重点的な指導を望む声が多く寄せられまして、公営塾に対しての期待の声も寄せられている状況になっております。

議長（石垣正博君）　鈴木利博議員。

４番（鈴木利博君）　ということは、やはり公営塾というのは必要なのかなというふうに感じているところですけれども、例えば、町長、先ほど早ければ令和８年度ぐらいということなんですけれども、実際これ対象者は中学生だけですか、それとも小学生ですか。具体的にはどのように考えていらっしゃいますか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。町長。

町長（石川良彦君）　担当課あるいは教育長ともお話をして今日まで進めてきております。その中で、中学生に限らずであります。小学生も対象。中学生については、高校進学というか、そういったことの内容が特に２年生、３年生になると、そちらの英語・数学中心というか、そういった重点に置いたような内容の塾ということになるかと思いますが、それだけじゃなくて、小学生も含んだ形で、今の現在のサマースクールで来ている状況もありますが、そういったことも踏まえながら、より効果的になるような、そして何よりも子供さん、保護者、父兄の方々の望むような内容で進められればと思ってございます。

議長（石垣正博君）　鈴木利博議員。

４番（鈴木利博君）　そして、もしこの公営塾が始まるとした場合に、開催する場所というのはどこを大体想定していらっしゃるのか、お願いしたいと思います。

議長（石垣正博君）　答弁願います。町長。

町長（石川良彦君）　具体的に決まった内容ではありませんが、考えられるところについては、学校ということも一つ、学校の校舎、あとは公民館、文化会館とか、そういった公共施設になるということであります。

議長（石垣正博君）　鈴木利博議員。

４番（鈴木利博君）　そうですか。学校か、もしくは公民館、文化会館ですね。

例えば、文化会館では、仮にもし文化会館だと仮定しますよね。そこまでの移動は生徒児童が自ら移動するという形になりますか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。町長。

町長（石川良彦君）　今申し上げた箇所、可能性のある公共施設につきましては、受講生、望む子供さんが何名いるかによって変わっていきます。あるいは、平日、土曜、日曜、夜間の授業のどの形態でいくかということも踏まえながら、現実に一番可能性のある効率的な場所を選定していく必要があるんだと思います。必ずしも、文化会館となれば今議員御心配した内容とかもあるかもしれません。バス通っているわけでもないし。ただ、その辺についての送迎も含めながらやっぱり検討していかなければならないなと思います。塾の、例えば１週間の曜日、いつするかとか、時間帯とか、その辺をまずもって、子供さんのとか、保護者含んで、家庭の意向も踏まえながら進めていければと思っております。

議長（石垣正博君）　鈴木利博議員。

４番（鈴木利博君）　あともう一つ、公営塾に参加するとなった場合、費用的にはどうなんでしょうか。これは無償でやるものですか、それともある程度の金額を取る、その辺はどのようにお考えでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。町長。

町長（石川良彦君）　その辺については、無償にするか、有償にするかということなんですが、そこはまだ決定はしておりませんが、若干の負担も頂かなければ、例えば教材費分だけとか、そういった負担の少ない形でいずれやっていきたいと思っておりますので、いずれにしても望む生徒数も増えていければと思っておりますし、負担のない形でできるだけやっていきたいと思いますが、ただ無償、全額無償となると、受講をしている方、あるいは中には町外に今まで行っている塾から離れないで行く人もおりますので、その辺との公平性もやっぱり考慮に入れて、その辺制度設計していかなければならないのかなと思っておりますので、その辺まだ決まっておりませんので、決まり次第、そこは皆さんにお示しして進めたいと思います。

議長（石垣正博君）　ここで10分間休憩といたします。

午　前　２時１４分　　休　憩

午　後　２時２３分　　開　議

議長（石垣正博君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木利博議員。

４番（鈴木利博君）　休憩に続いてよろしくお願いいたします。

あと、先ほどの学習塾というのは、私からのちょっとお願いなんですけれども、確かに学ぶ、学んで成績を上げるということは必要だとは思うんですね、町長。それとともに、今、町内で生まれている子供の数って実際少ないじゃないですか。この少ないところで、これからまた増えるという可能性はあまり少ない。どんどん減っていきますよね。今の児童生徒をいかにやはり大郷から出さないで大郷に残すかというのが、もう持続可能な条件の中の一つに入ると思うんですね。ですから、学習塾で学習だけを教えるだけじゃなく、やはり大郷の郷土愛というのを教えないといけない。そして、やっぱり大郷に住まないといけないんだよというところを小さいときから学ばせないといけないんじゃないかなと私は思うんですね。じゃないと、やはり人はどんどん出ていきます。優秀になればなるほど大郷から離れていきますよね。その辺、町長、どうでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。町長。

町長（石川良彦君）　その辺の答えは、本当は教育長に答弁してもらうとよかったんですけれども、いずれにしても議員思っているとおり、子供の時代から、やはり郷土愛というの、あるいは町に対する誇りというものを持って育っていければと思っております。

御案内のとおり、少子化ということで、ただ産まれる数は少なくなっていても、ここしばらくなりますけれども、ただ最近、ここ数年見ますと、出生数よりは、小学校とか、こども園もそうですが、入ってくる方については若干増えております。ということは、転出より転入者のほうが若干増えつつあるという状況にあることも事実でありますので、その辺も視野に入れながら、そういった子育て世代、若者世代の方に大郷町が評価していただけるような内容でまちづくりを進めていかなければならないと思っております。その一つに、そういった子供さんたちが出ていかない、あるいは入ってきていただけるようなまちづくり施策をしていかなければならないと思っております。

この塾に関して、将来的に進学した場合に、奨学資金についても返済について支援する形での制度設計も今組んでおりますので、その辺も決まり次第、皆さんにお示しをして実行していきたいと考えております。そして、優秀な人材が町から離れない、あるいは大郷町に魅力を持って、そういう子育て世代の方々に入っていただくというような仕組みも今考えている段階でございます。よろしくお願いします。

議長（石垣正博君）　鈴木利博議員。

４番（鈴木利博君）　ぜひ、町長、大郷の人口今7,200ですか。１万とは言いませんけれども、まず8,000人に戻ることをぜひ目標に頑張っていただきたいと思います。

　続いて、（２）のスーパーマーケットについてなんですけれども、私の前に３人ほどやっているから、もう多分ちょっと嫌気もあるかと思いますけれども、お付き合いをお願いしたいと思います。

　昨日の赤間議員の中で、今３コーナー、４コーナーでしたっけ、を回っているというところで、となると、ゴールはもう目の前ですよね、一般的に。となると、私が思うには、やっぱり今まで話を聞いていると、もう大体そのスーパーさんの姿図があって、土地があってというのがあって大体３コーナーなのかなというふうにちょっと私思うんですね。その辺はどうなんでしょう。実際に青図というか、土地だとか、何かそういったもっと具体的な話をちょっと聞いてみたいと思うんですけれども。

議長（石垣正博君）　答弁願います。町長。

町長（石川良彦君）　具体的な場所とか、そういったものについては、現段階でお話しできる段階にございません。その辺についても、事業者さんと、これから、今お話出たとおり、第４コーナーというか、今から一番大事なところでございますので、その辺で事業者さんとの詰めた内容で、一番は前から言っているとおり採算性取れる事業にしていくべきだと思います。でないと、継続しないことに意味ないんで、いっときでは。そういった形でやる上で、事業者さんもいろんな考え出てきますし、町としても、支援するにしても、限度、全て何でもできるということでございませんので、その辺については可能な限りの支援を図っていく覚悟ではございます。ただし、町民の方、そして議会の皆さんに御理解を得られる内容でいかなければならないということでございますので、その辺含んで、現段階でその辺を具体的に特定した内容で申し上げることはできないということだけ御理解願いたいと思います。

議長（石垣正博君）　鈴木利博議員。

４番（鈴木利博君）　分かりました。

　でも、実際今まで協議をしてきた中で、事業者さんは採算性というのは一番だと思うんですけれども、実際町として取り組んでいって、何というんですかね、手応えというんですかね、よし何とか来るんじゃないかなとか、まだちょっとどうなのかなとか、その辺はどうですか。お話しできる範囲でお願いしたいと思います。

議長（石垣正博君）　答弁願います。町長。

町長（石川良彦君）　そこは半々だということだけで勘弁していただきたいと思います。

議長（石垣正博君）　鈴木利博議員。

４番（鈴木利博君）　半々ですか。分かりました。

もしできるとしたら、いつぐらいなんですかね。それもまだ、まだ半々だから言えないですね。

議長（石垣正博君）　繰り返しになりますので。（「いいです」の声あり）いいですか。町長。

町長（石川良彦君）　その辺については、方向性が見えた場合に、きちっとした内容で皆さんに改めて説明する場が出てくると思いますので、よろしくお願いします。

議長（石垣正博君）　鈴木利博議員。

４番（鈴木利博君）　ぜひ、それを一日も早く待ちたいと思います。

続いて大綱３に移りたいと思います。

大松沢小学校の雨漏りについてなんですけれども、まずこれは安価かつ効果的と思われる防水工法で修繕をしてきたわけなんですけれども、そのほか保証ですね、保証についての契約不適合の場合というふうになっているんですけれども、今回、契約不適合に該当するんですかね。ちょっとストレートな聞き方で申し訳ないんですけれども､お願いします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（齋藤正智君）　お答えいたします。

契約不適合に値するかどうかというような御質問でありましたけれども、契約というか施工に当たりましては、仕様書どおりにやっていただきまして完成もしているというような状況でございます。なお、私も現地に行って、現場のほう、下からだったんですけれども、確認させていただいたところ、ウレタンが剝がれているとか、そういうような状況はございませんでしたので、契約の不適合に該当するようなものではないというふうに認識しております。

以上です。

議長（石垣正博君）　鈴木利博議員。

４番（鈴木利博君）　そうですか。じゃ、契約不適合ではないということですね。

今後、雨漏りなんですけれども、実際今後はどういうふうに改善というか、修繕で済むものなのか、どういうふうに進める予定でいらっしゃ

るのか、お願いしたいと思います。

議長（石垣正博君）　答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（齋藤正智君）　お答えいたします。

雨漏りにつきましては、現在、実際調査をしていただいた事業者さんなどにちょっと御相談をさせていただいているような状況でございます。そこで調査している業者さんは、契約不適合には当たらないということなんですけれども、ただ調査もしたことですので、少し私たちのほうでもちょっと提案のほうとかさせていただきたいということでお話はいただいておりますので、その辺、もう少し事業者さんと詰めてまいりたいなというふうには思っております。

議長（石垣正博君）　鈴木利博議員。

４番（鈴木利博君）　やはり大松沢地区においては、体育館はなくてはならない存在でありますので、ある程度早い時期に雨漏り対策をしていただきたいなとは思います。もし万が一、答弁で見ると、応急修繕では対応が困難であると判断される場合は近隣施設への機能集約となっているんですけれども、これはちょっと具体的にはどういうふうなことなんでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（齋藤正智君）　お答えいたします。

今大松沢の旧体育館で利用されている方々の利用状況を見ますと、一番多いのがゲートボール、町のゲートボール協会のゲートボールになります。次に多いのが自衛隊さんなどで活用していることが多いです。その次に、３番目に多いのが地区でコミュニティー関係で御利用いただいているのが年５回程度ございますので、一番ゲートボールのほうが活用がありますので、室内ゲートボールということで、フラップ大郷21でしたり、海洋センターのほうで代替のスポーツはできるのではないかなというふうに考えております。

議長（石垣正博君）　鈴木利博議員。

４番（鈴木利博君）　ということは、最悪はそういったところでやると。最悪駄目な場合は解体もするということなんですけれども、解体して建て替えというのはどうなんでしょうかね、実際は。

議長（石垣正博君）　答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（齋藤正智君）　お答えいたします。

現在、これから調査になりますので、どのぐらいの費用がかかるかというのをまず把握したいと思います。それで、個別施設計画におきまし

ては､50年は活用するということでの個別施設計画になっておりまして、現在46年と10か月、11か月ぐらいになっていますので、残りは３年から４年ぐらいの程度となるようになっております。そこでの利用の状況ですとか、そういったものを見ながら検討をする必要があると思いますけれども、なかなか建て替えまでは厳しいような状況ではないのかなというふうに私は思っております。

議長（石垣正博君）　鈴木利博議員。

４番（鈴木利博君）　確かに建て替えとなると費用もありますんで、分からないわけではないんですけれども、ただやっぱり大松沢の地元の住民からすればやはり必要なものなのかなというふうに改めて思うわけなんですね。予算もなかなかないというのは分かるんですけれども、予算がない一言だけで済まされると、地元の住民からしてもちょっと非常に残念なのかなと思うんですね。その辺、町長、どうでしょうかね。予算ないのは分かりますけれども、やっぱり大松沢にも体育館は必要ではないかなと思うんですね。最悪解体となった場合に、ぜひ、そんなに大きな体育館じゃなくても、ひとつ御検討というかされてみてはいかがかなと思うんですけれども。

議長（石垣正博君）　答弁願います。町長。

町長（石川良彦君）　大松沢地区の方々がこれまでずっと利用をされて、そういう必要性ということを言われると、それは理解しております。ただ、今のあの施設を例えば大幅に改修して、例えば雨漏りだけやって、果たしてそれで何年もつかということもあります。それよりももうちょっとコンパクトでもいいのかもしれませんし、いずれにしても地域の皆さんが、どれだけ今現在、例えば10年前、20年前から比べれば、どれぐらい利用頻度あってということを改めてこっちでもしっかり把握しながら、そして地域の皆さんが、これから、今じゃなくて、今後５年後、10年後を見据えた形で、このような使い道、利用していきたいという声も踏まえながら、やはり整備していくというか、改修含んでやっていく必要があると今思っております。あの建物自体を使うか、新たにしたほうが効果的なのか、含めて意向を確認しながら要望に沿える形で進めていければと思っているところでございます。

議長（石垣正博君）　鈴木利博議員。

４番（鈴木利博君）　ぜひ、大松沢の地元の方との懇談も含めて、前向きにというか、いい形で、建て替えなりできればいいのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

議長（石垣正博君）　これで鈴木利博議員の一般質問を終わります。

次に、11番高橋重信議員。

11番（高橋重信君）　通告に従いまして、９番、高橋重信、一般質問を行います。

今回のこの一般質問を行う経緯について、ちょっとだけ触れさせていただきます。

今回のスポーツＸ社誘致に対して、議会に提案がありまして、議会では否決となりました。それで、誘致をするために、賛成議員の擁立を図るため、議会解散を諮り、それで署名運動を行いましたが、この署名運動に対して、これは不正なものと考えられ、議員が地方裁判所に対して提訴を行いまして、それで勝訴いたしました。その後どうなったのかと、町民の方から、責任はどこにあるのか、かかった経費はどなたが支払うのかとのことで、今回一般質問に入りました。

それで、本文に入らせていただきます。

ベンチャー企業であるスポーツＸ社を誘致すべきと議案提案されたが、否決、再度議案提案を行うが、再度否決。事業計画と事業費は、幾らぐらいかかるのか。町長の答弁は、やってみなければ分からないでは、賛成はできないと。

町が、小中学生を含む住民アンケートを行い、さらに議会解散を図るべきと署名運動の実施をし、住民投票を執行した。

議会議員９人が署名は不正と判断をし、令和７年３月18日に、仙台地方裁判所に３人の議員が提訴、後に裁判所から住民投票の停止命令を受けました。

審議が始まり、１年後の２月25日判決、議会議員が勝訴。全国でも話題となり、町では町民同士の対立も生まれました。

まず１番目、裁判所から町が敗訴との判決が出ましたが、町を混乱させた責任を誰が取るのか、お伺いいたします。

２番目、スポーツＸ社にかかった経費は幾らなのか、お伺いいたします。

３番目に、選挙管理委員会の委員長及び委員の方々は、任務を継続するのか、辞任するのかをお伺いいたします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。町長。

町長（石川良彦君）　高橋重信議員のスポーツＸ誘致に関する責任はの御質問に答弁をさせていただきます。

（１）の町を混乱させた責任につきましては、その責任を痛感をいたしております。町民の皆様にここで改めて深くおわびを申し上げます。

議会解散請求に関する調査特別委員会が現在設置されておりますので、その調査結果等も考慮し、今後町として責任の所在を整理してまいりたいと思います。

（２）のスポーツＸ誘致に関する費用につきましては、ＳＳＰ事業用地の測量及び地質調査、造成設計の業務委託料として6,556万9,900円を支出をいたしております。

なお、３番目については、選挙管理委員長が答弁をさせていただきます。

議長（石垣正博君）　次に、答弁願います。選挙管理委員会委員長。

選挙管理委員会委員長（及川守江君）　（３）の委員長及び委員の進退につきましては、選挙管理委員会として、そのときそのときで適正な判断、対応をしてきたと考えておりますが、裁判の判決が確定し、不足があったとの御指摘は真摯に受け止め、町民や議会の皆様に御心配、御迷惑をおかけした責任を取り、委員長を辞任する所存です。

私以外の委員については､来年までの任期を全うしていただけるよう、お願いしてまいりました。

議長（石垣正博君）　高橋重信議員。

11番（高橋重信君）　先ほどの回答書の中に、（１）なんですが、今議会解散請求に関する調査特別委員会が設置されているということなんですが、この委員会は選挙管理委員会に対しての調査であって、スポーツＸに関して私が質問したものに対しての答弁ではないと考えておりますので、この辺、じゃ、いいです。でないので、この調査委員会に関しては、あくまでも管理委員会のほうですので、まず議会解散に関して、住民投票停止と、これを受けて、町民の皆さん、賛否両論が起こったと、新聞紙上でも掲載されておりました。これで町民同士が二分になって、なかなか町が、この話題でなかなか先に進めないのかなと考えております。要は反対された方、この方は「死亡者や代筆など無効な署名がある」、あるいは「住民投票が中止の方向に向かい安心した」という言葉が新聞紙上にありました。それから、構想賛成者なんですが、「何もしないと衰退するだけ」、あるいは「代案もないのになぜ反対するのか」と。これは我々議会に対しての言葉なんですが、要は経済効果は幾らなのかと行政に質問したとき、80万人の交流人口があり、この人口により税収が上がるっちゅうことであって、当時の執行者も、どのぐらいになるか分から

ないという、そういう中では、どうしても賛成できなかったということですので、それで、議会に諮らず、予備費の執行などを行っているのかなと。行っているようなんですが、これは議会制度の無視や軽視、あるいは職権の濫用でないのかなと考えるわけなんですが、この辺の見解をお願いします。

議長（石垣正博君）　まず、一問一答でお願いしたいと思います。

11番（高橋重信君）　議会に諮らず予備費の執行を行ったと。これは事実だと思うんですが、この辺の見解、いかがなんでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君）　お答えいたします。

議員さんおっしゃる予備費というのは恐らく弁護士費用のことだと思いますけれども、それは支出、お話のとおりしております。

以上です。

議長（石垣正博君）　高橋重信議員。

11番（高橋重信君）　もう一度ちょっと説明いただきたいのかなと。傍聴者も来ておりますので、お願いします。

議長（石垣正博君）　大丈夫ですか。費用……、もう一度、すみません、お願いします。

11番（高橋重信君）　かかった費用ね。まず質問としては、このスポーツＸ社に対してどのぐらいかかったのかなと。答弁の中では、6,500万とあるわけなんですが、私議会の中で説明聞いていた中では9,700万ぐらいあったのかなと。そのほかに、裁判費用なりなんなりという、プラスになって１億以上超しているのかなと思うわけなんですが、まず裁判費用、じゃ細かくかかった費用を、歳出した部分をちょっと述べて……

議長（石垣正博君）　重信議員、今の費用、（２）の質問なんですけれども、飛ばしていいんですか、そのまま。

11番（高橋重信君）　じゃ、まず戻って、議会に諮らず予備費の執行をされたということなんですが、これは実際に議会に諮らなきゃいけないのかなと。要は、否決になった議案に対してこういうことが起こっていいのかなと。本来であれば、私は考えられないんですけれども、なぜそういうことができたのか、その辺の見解をお願いします。

議長（石垣正博君）　重信議員、これ予備費というのは、どこにも載っていないんですけれども。

11番（高橋重信君）　予備費は、議会の中で説明を何度かされています、執行部のほうから。

議長（石垣正博君）　いや、今回の質問の中で、この経費のは入っていないんで。

11番（高橋重信君）　じゃ、まず、かかった費用、町で歳出した費用、これ細かくちょっと述べていただきたいと思うんですが。

議長（石垣正博君）　答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（櫛濱　学君）　お答えいたします。

6,556万9,900円の内訳でございますが、測量が1,724万4,700円、地質調査と造成設計が一括で契約されておりまして、そちらが4,832万5,200円となります。

議長（石垣正博君）　高橋重信議員。

11番（高橋重信君）　そのほかに歳出されたものはないんですか。いや、この予備費と言ったのは、前の、そうでしょう、課長が予備費でっちゅうことで話をされたもんですから、それでやっているし、また共通の認識持っているのかなと思って言ったわけなんですが、そのほかに出した金額ちょっと明細、明細っちゅうか、内訳お願いします。これ以上。

議長（石垣正博君）　通告外であります。

11番（高橋重信君）　何で、スポーツＸ社にかかった金は幾らなのかっちゅうことで言っているので、これ以上かかっていないのすか、じゃ。

議長（石垣正博君）　いや、そういう意味じゃなく、この通告したとおりに。

11番（高橋重信君）　通告に従って、このスポーツＸ社に対してどのぐらいかかったのかと。これを求めているわけなんです。だから、先ほど言われた裁判費用とか、あるいは切手代、アンケート用とか、いろんなものありましたよね。

議長（石垣正博君）　その裁判費用は、スポーツＸじゃなく、町の費用として出したものでありました。スポーツＸに出したのが6,500万ですか。6,559万、6,556万か……

11番（高橋重信君）　議長、よろしいですか。議会で否決になった議案に対してね、その後いろいろかかった経費、これが町で出したのかね、裁判でかかった云々じゃなく、このスポーツＸ議案に対してどのぐらいかかったのかっちゅう質問を行っているわけです。何らおかしいところはないはずですよ。この辺の明細をお願いします。

議長（石垣正博君）　重信議員、今の6,556万、それ以外ない。

11番（高橋重信君）　それよりないの。

議長（石垣正博君）　ない。

11番（高橋重信君）　文書、切手代とか、裁判費用とか、弁護士費用とか、こ

れはどうしたんですか。これどこから出してんの。

議長（石垣正博君）　それは別。

11番（高橋重信君）　何が別なの。このスポーツＸ社があるからこそ出た話じゃないのすか。みんな民間の中での企業の話だったら、今言われているの、通用しないですよ。この事業にどのぐらいかかったんだっちゅうことで、説明を求められたら説明すべき案件だと思うんですけれども。これは、こだもの答えられないんですか、このスポーツＸ社に対して。

議長（石垣正博君）　高橋議員、ただいまの発言は、質問の範囲を超えている。

11番（高橋重信君）　いや、そんなこと。スポーツＸ社ということ、それじゃないので出てんのすか。

議長（石垣正博君）　別の角度からお話しして。

11番（高橋重信君）　違う。角度ここしかないでしょう。かかった経費とね、町民はそこを言っているんですよ。どういうふうに、どのぐらいかかったんだっちゅうことで。

議長（石垣正博君）　そういう、質問の内容が全く違います。

11番（高橋重信君）　内容、おかしくないでしょう、全然。

議長（石垣正博君）　いやいや。

11番（高橋重信君）　何がおかしいの。スポーツＸ社っちゅうの限って私質問しているんですよ。

議長（石垣正博君）　要するに、質問は、通告要旨、書いてありますね。質問要旨、趣旨、要旨か。関連しませんので、質問内容を変えるように。

11番（高橋重信君）　何で関連しないの。

議長（石垣正博君）　だから、この要旨に従って質問をしてくださいということを言っているんです。

11番（高橋重信君）　スポーツＸ社誘致に関する費用について、どのぐらいの経費となったのか伺いっちゅうことでやっておるんですよ。

議長（石垣正博君）　だから、スポーツＸ社については6,556万円だということで、この下に書いてある。

11番（高橋重信君）　裁判費用とか、郵便の切手代とか、これ何のための。

議長（石垣正博君）　だから、町の費用として、この裁判費用であれば、裁判費用の質問を最初からすればいいことでありますので。

11番（高橋重信君）　何言っているんですか。ここに書かった……

議長（石垣正博君）　ちょっとごめんなさい。ちょっと休憩とします。

午　後　２時５７分　　休　憩

午　後　３時０４分　　開　議

議長（石垣正博君）　暫時休憩でございますが、再度再開いたしたいと思います。

先ほどの質問したのがちょっと混乱しておりました。ちょっと整理をするので、１からちょっとやりたいと思いますが、お願いをしたいと思います。高橋重信議員。

11番（高橋重信君）　ちょっと１段戻りまして、１番目なんですが、要は裁判所からの敗訴との判決が出ましたが、町を混乱させた責任は誰が取るのかと。回答書に対してにおいては、要は町として責任の所在を整理していくとあるわけなんですが、これはやっぱり当時の執行者の方が推進して否決になった議案を推進していたわけなので、この辺はやっぱり当時の執行者に責任あるのかなと考えるわけなんですが､この辺のもし見解、述べられるんであれば述べていただきたいと思います。

議長（石垣正博君）　答弁願います。町長。

町長（石川良彦君）　先ほど答弁したとおりですけれども、町として、だから責任あると｡不備があったからこういった事態が起きたんだと思います、裁判結果を含んで。であるならば、どこかに町として不備な部分があったと思います。それがどの段階か誰の責任かというのについて、特別委員会も設置されておりますので、私はそこに参加しておりませんけれども、そこの中で、担当課なり資料なりに基づいて議会のほうにお示しをし、そして議会でも判断されると思います。それを踏まえて今後責任の所在については求めていきたいと考えております。

議長（石垣正博君）　高橋重信議員。

11番（高橋重信君）　調査特別委員会のほうでは、選挙管理委員会に対してどういう対応されたのかっちゅう、その中での調査なもんですから、私が質問したものに対しては触れてはあまりいないのかなと、そのように考えて質問させていただいたわけなんですが、要は、やっぱり一番町民の皆さんが、皆さんというか、私に話される方は、どうなってんだと、責任はどこにあるんだという、この話がよくされるもんですから、民間であれば、責任は誰にあるかっちゅうのでダイレクトに出るわけなんですが、行政に対しては、なかなかその辺が難しいのかなと思うわけなんですが、間違いなく町民を混乱させたものはやっぱり否決になったのをごり押ししたっちゅうことでね、よく話されるわけなんですが、この辺かなと。じゃ責任はそこにあるんじゃないかっちゅうふうに考えるわけなんですが、この辺はなかなかこの場で述べるっちゅうことはできないでしょうから、何らかの形で、ちょっと町民に話できるようにしていきた

いと思います。

それから、この裁判関係にかかった費用、これは幾らぐらいかかっているのか、その辺をお願いします。

議長（石垣正博君）　答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君）　お答えいたします。

裁判費用としては、弁護士にお支払いしているのが55万円でございます。

議長（石垣正博君）　高橋重信議員。

11番（高橋重信君）　じゃ、このスポーツＸに関する経費としては、先ほど述べられた6,556万9,900円プラス55万のみで、それ以上の出費はないんでしょうか。

議長（石垣正博君）　あの……

11番（高橋重信君）　じゃ、ちょっと……

議長（石垣正博君）　２番に入ったんですか。

11番（高橋重信君）　住民投票ね、そのときの期日前投票とかいろいろ行ったと思うんですが、この辺の経費もあるのかなと思うわけなんですが、この辺はいかがなんでしょうか。

議長（石垣正博君）　答弁願います。総務課長。

総務課長（菅野直人君）　すみません、住民投票の経費は出ているんですけれども、ちょっと今資料として持ってきていませんけれども、途中で終わっていますけれども、途中までやっておりますので、もちろん費用はかかっております。

議長（石垣正博君）　今の、鎌田議員のほうから出ております答えで、289万7,813円。質問の内容だ、これ。今の金額で。

11番（高橋重信君）　ということは、約8,000万切る金額なんでしょうか。7,000万か。

議長（石垣正博君）　今のが裁判の費用で、スポーツＸが6,000万。

11番（高橋重信君）　あとはないんですね、ほかには。

議長（石垣正博君）　以上、以上。高橋重信議員。

11番（高橋重信君）　私たち説明を受けるたびに、要はかかった経費ね、調査料、あるいは土地まとめるための設計料とかいろいろあったんですが、当時7,000、9,700万っちゅう話あったんですが、これは私たち、私間違って聞いていたのかなと思うんですが、この辺はいかがなんでしょうか。何回も説明受けたんだ。

議長（石垣正博君）　答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（武藤亨介君）　お答えさせていただきます。

昨年12月だったと思うんですが、議会に対しまして調査特別委員会で提示させていただいている資料を基に御説明させていただきますが、当初の想定の事業費として、その資料の中では7,174万8,700円と示しておりましたが、いろいろ業務の進捗に伴いまして、開発申請を最後に行わなかったりとかというところで事業費の減額が行われていまして、最終事業として、スポーツＸ社の造成に係る費用として支出したものは6,556万9,900円でございます。

もう１件、これをやる前に、実はあそこの、復興再生ビジョンに基づいて地域活性化拠点の検討というのは行っておりまして、その事業費は一千数百万だったんです。ちょっと手元に資料ないんですけれども、支出してございます。

以上でございます。

議長（石垣正博君）　高橋重信議員。

11番（高橋重信君）　私たち当初説明を受けたのより大分金額が少なくなったかなと思うんですが、前年度の町長が、いろいろ歳出っちゅうか最終的な承認を、これに歳出しなきゃいけないよということでやったんですが、やっぱりそれを考えた場合には、最終的な責任は前町長かなと思うので、まず、これはここでなかなか収まらない話なので、分かりました。

あとは、３番目の、今ちょうど選挙管理委員、委員長さんいるんですけれども、委員長さんの話ではないんですが、要は、令和７年４月11日の新聞紙上で、村井宮城県知事が、地裁の決定を報道で知り、寝耳に水だったと。争点となった有効な署名数について、非常に重要なものであり、選管として必要なチェックをしっかりすべきだったとの見解もあるわけなんですが、この辺の情報も町から県の選管のほうにも行っていなかったのかなと。その辺で、当時村井知事、全国の知事会の会長でもやっていたのかなと。地元で、お膝元で、こういうのはちょっとうまくなかったのかなと。今後は、そういうことはないと思いますので、要は、いろんな形で、とにかくまちづくり、いろんな方が一般質問で行っているわけなんですが、人口減が進むと、介護保険あるいは水道料高いというようなものも……（「高橋議員」の声あり）いや、これは質問じゃないので……（「質問でないと、それはないんで」の声あり）いや、最後のほうのちょっと今話になっているんですが、要はいろんなものがやっぱり負担が大きくなりますので、やっぱり人口増を図るなりなんなり、これしっかりと執行部の皆さん、あるいは町長、その辺をしっかり活性

化ね、黒川郡の中で大郷だけが大分遅れておりますので、今住んでいる方､あるいはこれからよそから呼んでくる人たちも､安心できる……(「高橋議員」の声あり）いや、黙ってろ、今終わるから。(「そこで終わってください」の声あり）違う、終わるから、今。最後の締めだから。(「そういう問題」の声あり）いや、だからしっかりと安心してできる町にしてほしいと。遅れた分を、このスポーツＸでも何でもいい、遅れた分をしっかりと挽回していただきたいと思います。この辺をしっかりとお願いして一般質問を終わります。こういう話は、残してさせてもいいと、議長、思いますので、よろしく今後ともお願いします。

じゃ、終わります。

議長（石垣正博君）　これで高橋重信議員の一般質問を終わります。

議長（石垣正博君）　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。御苦労さまでした。

午　後　　３時１８分　　散　会

上記の会議の経過は、事務局長　千葉恭啓の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議　　長

署名議員

署名議員